子どもの権利条約を
日本が批准して
今年で 20 年を迎えました。

いんふぉめーしょん
子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2014
11.12
no.143

Report

1 国連・自由権規約委員会(HRC)と人種差別撤廃委員会(CERD)による日本への勧告
～厳しく問われた日本の差別状況～
ARC代表・子どもの人権連代表委員　平野　裕二　1

2 子どもの貧困対策法大綱と今後の課題
跡見学園女子大学　鳫(がん)　咲子　5

3 子どもの人権連　第29回総会・学習会(14年9月13日) 報告
子どもの人権連事務局長　福澤　富美代　16

4 第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
子どもの権利条約フォーラム2013　活動報告
子どもの権利条約ネットワーク　22

〈特集〉～子どもの権利条約 20th～

9/13 子どもの人権連学習会報告 「子どもの貧困から考える子どもの人権保障」 29

information

11/14 第13回 東日本大震災子ども支援意見交換会のご案内　31
11/15「子どもの権利条約20年を考える集い」(東洋大学白山キャンパス)　32
第16回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業募集　33

Document　2014.7.15～2014.9.30

子どもの人権や教育に関する報道と記録から　34

Report 1

国連・自由権規約委員会(HRC)と人種差別撤廃委員会(CERD)による日本への勧告

～厳しく問われた日本の差別状況～

ARC 代表・子どもの人権連代表委員　平野　裕二

昨年（2013 年）4月・5月に行なわれた社会権規約委員会・拷問禁止委員会による日本の報告書審査に続き、今年7月・8月には2つの国連人権条約機関が日本の人権状況を審査した。

7月には、市民的および政治的権利に関する国際規約の実施状況を監視する国連・自由権規約委員会（HRC）が日本の第6回報告書を審査し（15 ～ 16 日）、7月 24 日に 29 パラグラフからなる総括所見を採択。続いて8月には、人種差別撤廃条約の実施状況を監視している国連・人種差別撤廃委員会（CERD）が日本の第7～9回報告書を審査し（20 ～ 21 日）、8月 29 日に 35 パラグラフからなる総括所見を採択した◆。

以下、両委員会の勧告のうち、とくに子ども・教育に関わるものについて概観する。

ヘイトスピーチの禁止・処罰と反差別教育

条約上の権利がすべての人に差別なく保障されているかどうかは、どの人権条約機関にとってももっとも重要な問題のひとつであり、日本も、さまざまな人々が差別の対象とされていることについて繰り返し指摘・勧告を受けてきた。そのうち、多くの条約機関から厳しく是正を求められてきた婚外子への法的差別については、婚外子の相続分を婚内子の2分の1と定めた民法の規定が 2013 年9月の最高裁判決によって違憲とされ、それを受けて同規定が削除されたことにより、ようやく改善を見ている。

HRC と CERD による今回の勧告で際立って特徴的であり、報道でももっとも注目されたのは、ヘイトスピーチ（差別・憎悪扇動表現）について厳しい勧告が行なわれたことである。

実のところ、ヘイトスピーチについては CERD による前回の所見（2010 年3月）ですでに取り上げられていた。朝鮮学校の生徒等に対する「あからさまかつ下品な（explicit and crude）言動」や、とくに被差別部落出身者に対するネット上の差別的表現・攻撃等を問題とし、「ネット上のヘイトスピーチおよび人種主義的宣伝を含む、人種主義的動機に基づく犯罪」の防止等を求めた勧告である（パラ 13）。

朝鮮学校に対する言及が、在特会（在日特権を許さない市民の会）の関係者らが 2009 年 12 月に起こした京都朝鮮第一初級学校襲撃事件（詳しくは中村一成『ルポ　京都朝鮮学校襲撃事件』岩波書店など参照）を念頭に置いて行なわれたものであるのは間違いない。この事件では、主犯格の4名について威力業務妨害・侮辱・器物損壊等の罪で有罪判決が言い渡されたほか、学校側が起こした民事裁判でも、1200 万円を超える高額の損害賠償が被告・在特会らに対して命じられた（京

都地裁・2013 年 10 月7日および大阪高裁・2014 年7月8日；被告らが上告中)。

この事件に加えて、2013 年には、新大久保（東京）・鶴橋（大阪）など在日コリアンが多数就労・生活している場所をはじめ、各地で在日コリアン等の集団殺害・追放を扇動するヘイトスピーチ・デモが頻発。これを批判する市民が直接的な抗議活動を展開するなどして、ヘイトスピーチ問題が一気に社会的課題として注目されるようになっていた。「ヘイトスピーチ」は、2013 年の新語・流行語大賞でもトップテン入りしている。

その結果、HRC（パラ 12）と CERD（パラ 11）の双方から、ヘイトスピーチの禁止・処罰を含む断固たる対応が求められた。とくにヘイトスピーチの刑事処罰については、表現の自由の恣意的規制につながるのではないかとの懸念も表明されており、慎重な議論が必要ではある。CERD 自身も「人種主義的ヘイトスピーチを監視し闘うための措置が抗議の表明を抑制する口実として使われてはならない」と釘を刺しており、また HRC は別の箇所で「公共の福祉」を口実として基本的人権を不当に制限しないよう求めている（HRC パラ 22;特定秘密保護法に関するパラ 23 も参照)。しかし両委員会とも、ヘイトスピーチの適切な規制は表現の自由に反せず、それどころかむしろ基本的人権の保護のために必要であると考えていることは明らかであり、この問題に関する CERD の一般的勧告 35 号（2013 年）を踏まえて検討を進めていく必要があろう。

なお、CERD からは、直接的・間接的な人種差別を禁止する「包括的な特別法」の制定（パラ8)、商業施設等における「外国人お断り」(Japanese Only)問題への対応(パラ 15)なども促されている。

一方、法律だけで差別をなくすことはできない。広報・意識啓発・教育の果たす役割も重要であり、CERD からはこの面での対策の強化も同時に勧告された（パラ 11(e)・15・26)。そこではヘイトスピーチを生み出す「根本的原因」への取り組みも求められているが、これには近現代史をめぐる無知・無理解や歴史修正主義的言説も含まれよう。

これに関連して、「慰安婦」問題についても、元「慰安婦」に対する誹謗中傷を防止するための公衆教育措置を勧告した社会権規約委員会（パラ 26）に続き、HRC（パラ 14）と CERD（パラ 18）の双方が取り上げた（とくに HRC による指摘は詳細である)。いずれの勧告においても、元「慰安婦」に対する被害回復措置のほか、「教科書への十分な記述を含む、この問題に関する児童生徒および一般市民の教育」（HRC パラ 14(iv))、被害者への誹謗中傷および事実の否定に対する非難（同 (vi)・CERD パラ 18(c)）等の措置が求められており、教育現場における反差別教育・歴史教育の取り組みの強化が必要である。

教育における差別の解消と差別解消のための教育

教育における差別の問題としては、CERD が朝鮮学校の取扱いとマイノリティの教育についてあらためて取り上げている。前者については、朝鮮学校が高校授業料無償化制度から除外されていることについて「差別である」と明言した社会権規約委員会（パラ 27）に続き、自治体による朝鮮学校への補助金の停止・凍結等が相次いでいる現状についても触れながら、次のように求めた。

「……委員会は、朝鮮学校への補助金支給を再開するか、もしくは維持するよう、締約国が地方政府に勧めることと同時に、締約国がその見解〔朝鮮学校は無償化の基準を満たしていない旨の見

解〕を修正し、適切な方法により、朝鮮学校が『高校授業料就学支援金』制度の恩恵を受けられるよう奨励する。……」（CERD パラ 19）

後者については、マイノリティおよび先住民族（アイヌ・琉球民族を含む）を対象として、当該マイノリティ自身の言語による教育および当該言語（について）の教育を促進することが勧告されている（CERD パラ 24；HRC パラ 26 も参照）。このような措置はアイヌ民族（CERD パラ 20）および琉球・沖縄の状況（CERD パラ 21）に関する項でも促されており、あわせて理解・実施していかなければならない。

重要なのは、「本条約により保護されている日本の集団の歴史、文化そして貢献を反映していない教科書を改定する」ようにも勧告されていることである（CERD パラ 24）。差別をなくしていくためには、独自の言語や文化的アイデンティティに対するマイノリティの権利を保護するのみならず、マジョリティの意識を変えていくための取り組みを進めなければならない。この点については琉球・沖縄に関する勧告（CERD パラ 21）でも「学校のカリキュラムで使用される教科書のなかにこれらの者の歴史と文化を含める」ことが勧告されているが、アイヌ民族、被差別部落出身者、在日韓国・朝鮮人、移住労働者など他のマイノリティについても同様の対応が求められているという理解に立ち、教育のあり方・内容の見直しを進めていくことが必要である（なお、部落差別については CERD パラ 22 で、移住労働者の人権侵害については HRC パラ 16・CERD パラ 12 等でそれぞれ取り上げられている）。

CERD はさらに、「マスメディアを通したものも含み、市民でない者や先住民族に対する排外的で差別的態度の高まりについての報告」について懸念を表明したうえで、一般市民を対象とする意識啓発の強化、学校カリキュラムへの人権教育の統合、メディア関係者向けの研修、諸集団間の「相互理解と寛容の促進に関する活動」の強化などを勧告している（CERD パラ 26）。ヘイトスピーチをめぐって国際社会から厳しい視線を向けられているなか、政府は差別との闘いにおいて教育が果たす役割の重要性を認め、現場の教職員の努力によって進められてきた反差別教育・人権教育を支持・支援・推進するように大幅な方向転換を図るべきである。

ジェンダーに関わる差別と子ども・女性に対する暴力

以上のほか、女性差別の問題についても、女性にだけ課されている再婚禁止期間や男女間の最低婚姻年齢の違い（男子 18 歳・女子 16 歳）を例にして、「家庭内及び社会における女性と男性の役割に関するステレオタイプが法のもとの平等への女性の権利を侵害していることを正当化するために利用されない」ようにすることが促され、そのためにもこれらの民法の規定を緊急に改正することが勧告されている（HRC パラ8）。女性差別については社会権規約委員会も「ジェンダー役割に関する社会のとらえ方を変革するための意識啓発キャンペーン」や男女双方を対象とする「平等な就業機会に関する教育」を勧告しており（パラ 13）、これも踏まえた教育現場での取り組みが必要である。

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよびトランスジェンダー（LGBT）等のセクシュアルマイノリティに対するいやがらせや差別についても指摘が行なわれ、「性的指向およびジェンダー・アイデンティティを含むあらゆる理由に基づく差別を禁止……する包括的な差別禁止法」の制定があらためて勧告された（HRC パラ 11）。同時に、「LGBT の人びとに対するステレオタイプや偏見と闘うための

啓発活動」の強化、いやがらせに対する救済なども求められている（同）。

社会権規約委員会からもこの点に関わる法律の検討と改正を勧告されており（パラ 10）、LGBT に対する差別も国際人権法による禁止の対象であることはすでに確立されつつあると考えてよい。国によっては LGBT に対するヘイトスピーチも刑事処罰の対象とされる例があり、人種差別・民族差別などのその他の差別とあわせ、差別の禁止と被害者救済のための包括的な法整備を速やかに進めていく必要がある。

子ども・女性に対する暴力についても、子どもの権利委員会や社会権規約委員会によるこれまでの勧告を踏まえた指摘が行なわれた。子どもに対する体罰については、家庭を含むあらゆる場面での体罰の全面禁止、体罰に代わる手段および体罰の有害な影響に関する意識啓発キャンペーンが勧告されている（HRC パラ 25）。

HRC は、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの問題（同9）に加え、ドメスティックバイオレンス（DV）の問題についても取り上げた（同 10）。DV については、同性カップル間で生じるものや移住女性が被害者であるものについても言及されている。CERD も、先住民族を含むマイノリティの女性や外国人女性が DV の被害を受けやすい状況に置かれていることについて懸念を表明し、とくに外国人女性との関連で出入国管理法制を見直すよう勧告した（CERD パラ 17）。また、人身取引の問題についても両委員会から指摘が行なわれている（HRC パラ 15・CERD パラ 18）。

最後に、福島原発事故について HRC が次のような勧告を行なったことにも触れておきたい。

「締約国は福島原発事故の影響を受けた人びとの生命を保護するために必要なあらゆる措置を講ずるべきであり、放射線のレベルが住民にリスクをもたらさないといえる場合でない限り、汚染地域の避難区域の指定を解除すべきでない。締約国は放射線量のレベルをモニタリングし、こうした情報を時機にかなった方法で、原発事故の影響を受けている人びとに提供すべきである」（HRC パラ 24）

本稿で取り上げたさまざまな問題のほとんどについて、日本は繰り返し同じ指摘を受け続けてきた。また、ヘイトスピーチに象徴される差別的・排外主義的風潮については国際社会の眼もますます厳しくなってきている。両委員会の、そして他の人権条約機関からこれまでに行なわれてきた勧告を誠実に受けとめ、速やかに実行に移していくことが必要である。

◆ 総括所見の日本語訳は、それぞれ以下の URL で閲覧可能

自由権規約委員会（HRC）http://www.amnesty.or.jp/hrc/2014/0808_4748.html

人種差別撤廃委員会（CERD）http://imadr.net/cerd-japanese/

社会権規約委員会（2013 年）http://www26.atwiki.jp/childrights/pages/234.html

Report 2

子どもの貧困対策法大綱と今後の課題

跡見学園女子大学　鳫（がん）　咲子

子どもの貧困対策法（以下、法という）[1] が 2013 年6月に成立し、2014 年1月から施行された。この法は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進すること」を目的としている（1条）。

2014 年8月に、法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、大綱という）が閣議決定された [2]。国の政策の大まかな内容である大綱では、10 項目の基本的な方針や、子供の貧困に関する 25 の指標、教育・生活・保護者の就労・経済の4分野での支援などが定められた。しかし、各支援がどのように指標を改善するのかについては、明確ではない。今後は、国が定めた大綱を勘案して、各都道府県が定める「子どもの貧困対策計画」（法9条）の内容にも期待したい。

1　大綱作成時の有識者・当事者の意見聴取

子どもの貧困対策法8条により、政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない（法8条1項）。大綱の案は、内閣府に置かれた「子どもの貧困対策会議」によって作成される（法 15 条）。子どもの貧困対策会議は、内閣総理大臣を会長とし（法 16 条）、内閣官房長官、子どもの貧困対策担当内閣府特命大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣を委員として構成されている。

法案審議において、政府が大綱を作成する際には、「子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらを支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。」との決議がなされた [3]。これを受けて、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される会議「子どもの貧困対策に関する検討会」（以下、検討会という）を開催することになった [4]。検討会の構成は、図表1のとおりである。2014 年 4 月から6月まで計 4 回の会議が公開で開催され、意見が聴取された。

図表１　子どもの貧困対策に関する検討会 構成員

	大塩　孝江	全国母子生活支援施設協議会会長
	小河　光治	あしなが育英会奨学課長
○	新保　幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
	末冨　　芳	日本大学文理学部准教授
	髙橋　遼平	大学生（日本学生支援機構奨学生 , あしなが育英会奨学生）
	鉄﨑 智嘉子	全国母子寡婦福祉団体協議会副理事長
	道中　　隆	関西国際大学教育学部教授
◎	宮本 みち子	放送大学副学長
	山野　則子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

（オブザーバー）

大山　典宏	埼玉県福祉部こども安全課養護担当主査
古瀬　清美	荒川区子育て支援部参事 子育て支援課長事務取扱

◎：座長、○：座長代理

（他の意見発表者）

・第２回検討会

阿部　　彩	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長
片貝　英行	特定非営利活動法人キッズドア 事務局長
耳塚　寛明	国立大学法人お茶の水女子大学 理事・副学長
幸重　忠孝	幸重社会福祉士事務所 代表
渡辺 由美子	特定非営利活動法人キッズドア 理事長

・第３回検討会

安藤　哲也	特定非営利活動法人タイガーマスク基金代表理事
湯澤　直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授 ／「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク共同代表

大綱には、以下の事項が定められる（法8条2項）。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

2014年6月20日に検討会から「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」（以下、検討会の意見という）が公表された。6月21日（土）から6月30日（月）までのわずか9日間の意見募集であったが、合計407通の意見（パブリック・コメント）が寄せられた[5]。大綱では、10項目の基本的な方針や、子供の貧困に関する25の指標、教育・生活・保護者の就労・経済の4分野での支援などが定められた。以下、閣議決定された大綱の主な内容について検討したい。

2 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

大綱に定められた10の基本的な方針は、図表2のとおりである。基本的な方針1には、「貧困の世代間連鎖の解消」が掲げられた。教育の支援に関する基本的な方針5には、「学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。」とある。

特に、義務教育の場である小中学校は、子どもの成長に親以外の第三者が必ず関わることができる唯一の機会である。親の国民健康保険料の滞納による保険証の無い子どもの問題があり、国民健康保険法の改正によって滞納中も子どもだけには保険証が渡されることになった。しかし、保険料を滞納している親は仕事に追われ、役所の窓口が開いている時間に、子どもの保険証を取りにいくことが難しく、学校で配って欲しかったという声も聞かれた。「学校を窓口とした福祉関連機関との連携」、「学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進する」ことは重要であり、このためのマンパワーの確保が課題である。

基本的な方針10の「当面今後5年間の重点施策」は、法の「この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものする」という規定（法附則第2条）を踏まえて設定された。

図表2　子どもの貧困対策に関する基本的な方針

1　貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
2　第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
3　子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
4　子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
5　教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
6　生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
7　保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供

に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
8　経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
9　官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
10　当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

3 子どもの貧困に関する指標

法の目的達成の前提となる実態把握のために、大綱に定められた子どもの貧困に関する 25 の指標は、図表3のとおりである。大綱では、法の野党案にあった指標のうち、子どもの貧困率、ひとり親世帯等の貧困率、生活保護世帯の (1) 高等学校等進学率、(2) 大学等進学率、(3) 高等学校等中退率が取り上げられた。野党案にはなかった児童養護施設の子どもの進学率も指標として採用された[6]。

検討会の意見では、野党案のように[7]「指標の設定に当たっては、数値目標を設定し、施策の検証を行っていくことが必要。」とされていたが[8]、大綱では、「（数値目標は）さらに検討が必要」との理由で明示が見送られた[9]。

法の国会審議では、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率が一般世帯よりも 10 ポイントも低いことや[10]、中途退学率についても、埼玉県の平成 24 年度の高等学校の調査では、全世帯の 3.1 パーセントに対して、生活保護世帯では 6.9 パーセントと2倍以上の開きがある格差の大きさが議論された[11]。指標の公表の際には、国会審議の際と同様に生活保護世帯以外の一般世帯や全生徒との比較が示される必要がある。

野党案では、都道府県ごとの就学援助を受けている小中学生の割合、生活保護家庭の子どもの不登校率が調査項目として挙げられていた。検討会の意見でも「就学援助制度については、認定基準や対象費目に自治体間格差があり、実態把握等を踏まえ、全国的な取組や対象費目等の充実を図ることが必要」と指摘され、「小学校・中学校の不登校状況」も子どもの貧困に関する指標に挙げられていた。これらは、大綱では触れられなかったが、各都道府県が「子どもの貧困対策計画」において取り上げることを期待したい。

図表3　子供の貧困に関する指標

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%（平成 25 年）
○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%（平成 25 年）
○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9%（平成 25 年）
○生活保護世帯に属する子供の就職率（中学校卒業後の進路：就職率 2.5%／高等学校等卒業後の進路：就職率 46.1%）（平成 25 年）
○児童養護施設の子供の進学率及び就職率（平成 25 年）（中学校卒業後：進学率 96.6%、就

職率 2.1%／高等学校等卒業後：進学率 22.6%、就職率 69.8%）
○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）72.3%（平成 23 年度）
○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率（中学校卒業後：進学率 93.9%、就職率 0.8%／高等学校卒業後：進学率 41.6%、就職率 33.0%）（平成 23 年度）
○スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008 人（平成 25 年度）／スクールカウンセラーの配置率小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に 1,534 箇所配置（平成 24 年度）
○就学援助制度に関する周知状況（平成 25 年度）（毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%）（入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%）
○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）（平成 25 年度実績）（無利子：予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0%／有利子：予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%）
○ひとり親家庭の親の就業率（平成 23 年度）（母子家庭の就業率 80.6%（正規 39.4%、非正規 47.4%）／父子家庭の就業率 91.3%（正規 67.2%、非正規 8.0%））
○子供の貧困率 16.3%（平成 24 年）
○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%（平成 24 年）
（出所）内閣府「子供の貧困対策に関する大綱のポイント①」2014 年 8 月

4 子どもの貧困対策に関する事項

法に規定されている教育支援・生活支援・保護者の就労支援・経済的支援の 4 本柱が子どもの貧困に関する指標の改善に向けた当面の重点施策として位置付けられた。概要は、図表4のとおりである。関係府省は、これらの重点施策について平成 27 年度予算要求を行っている。しかし、これらは、子どもの貧困対策という名目で、既定事業を拡充しただけのように見える。したがって、重点施策に掲げられた各支援が、どのように指標を改善するのか、スクールソーシャルワーカーの配置など一部を除いて明確ではない。「経済的支援」については、新規施策がほとんどない。検討会の意見では、児童扶養手当の拡充が挙げられていたが、財源の見通しが立たないことを主な理由にこれも見送られた[12]。

また、「子供の貧困に関する指標」に位置付けられた「生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%」、「ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）72.3%」、「子供の貧困率 16.3%」、「子供がいる現役世帯のうち大人が一人（ひとり親世帯）の貧困率 54.6%」については、大綱に書かれた施策では、これらの指標の改善方策としては十分ではない。まずは、これらの指標をどのような道筋で改善するかという調査研究を深め、関係者のコンセンサスを得ることが求められている。

図表４　指標の改善に向けた当面の重点施策

＜教育の支援＞

◎ 学校を子供の貧困対策のプラットフォームとして位置付け
（スクールソーシャルワーカーの配置拡充など）
（平成２７年度概算要求：13.2 億円）（目標：約 1,500 人⇒ 約1万人（５年後））

◎ 高校生等奨学給付金の拡充（平成２７年度概算要求：116 億円）

◎ より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入に向けた対応の加速（開始時期：平成 29 年度進学者から適用）
無利子奨学金の拡充（３万人増（うち新規貸与人員２万人増））（平成 27 年度概算要求無利子奨学金事業費：3,196 億円（※））※ この他被災世帯学生等分 48 億円

◎ 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
・生活困窮世帯等の子供の学習支援（年末までの予算編成過程で検討）
・児童養護施設等で暮らす子供の学習支援（平成 27 年度概算要求：6.9 億円 (※)）
※ 児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業（統合補助金）の概算要求額 50.0 億円の内数
・ひとり親家庭の子供の学習支援（平成 27 年度概算要求：4.9 億円 (※)）
※ 母子家庭等対策総合支援事業（統合補助金）の概算要求額 81.8 億円の内数

◎ 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援（平成 27 年度概算要求：2.7 億円（※））
※ 学校・家庭・地域の連携協力推進事業の概算要求額 56.6 億円の内数
（目標：700 中学校区（公立全中学校の７%）⇒ 5,000 中学校区（同 50%）（５年後））

など

＜生活の支援＞

○保護者の生活支援
・保護者の自立支援

○子供の生活支援
・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等

○関係機関が連携した支援体制の整備
・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築

○支援する人員の確保
・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等　など

＜保護者に対する就労の支援＞

○ひとり親家庭の親の就業支援・就業支援専門員の配置による支援等

○生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
◎ 保護者の学び直しの支援（平成２７年度概算要求：２．３億円 (※)）※ 母子家庭等対策総合支援事業（統合補助金）の概算要求額 81.8 億円の内数
○在宅就業に関する支援の推進　など

＜経済的支援＞
○児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
○ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
○養育費の確保に関する支援　など

＜施策の推進体制＞
◎ 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開「子供の夢応援プロジェクト」（仮称）（平成２７年度概算要求：２億円）など

（出所）内閣府「子供の貧困対策に関する大綱について」2014 年８月、内閣府・文部科学省・厚生労働省「大綱を踏まえた平成 27 年度概算要求について」2014 年８月
（注）◎は、大綱を踏まえた平成 27 年度概算要求事項。

図表５　ひとり親率と県下の市町村の財政力

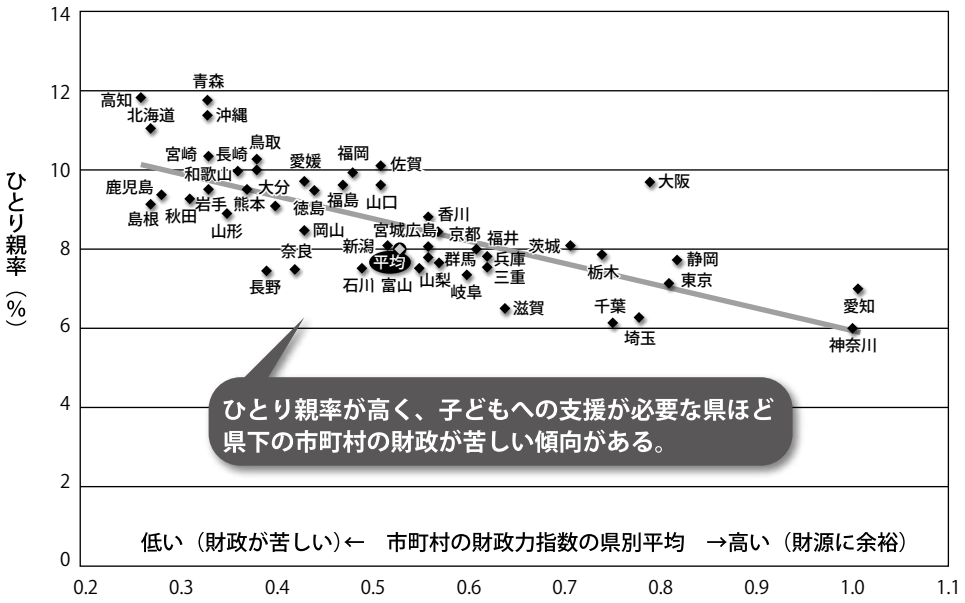

（注）ひとり親率は、18 歳未満の子どもがいる核家族世帯に占める母子世帯及び父子世帯の割合。
（出所）鳫咲子『子どもの貧困と教育機会の不平等』明石書店、2013 年９月、57 頁。

図表６　県別就学援助率と県下の市町村の財政力

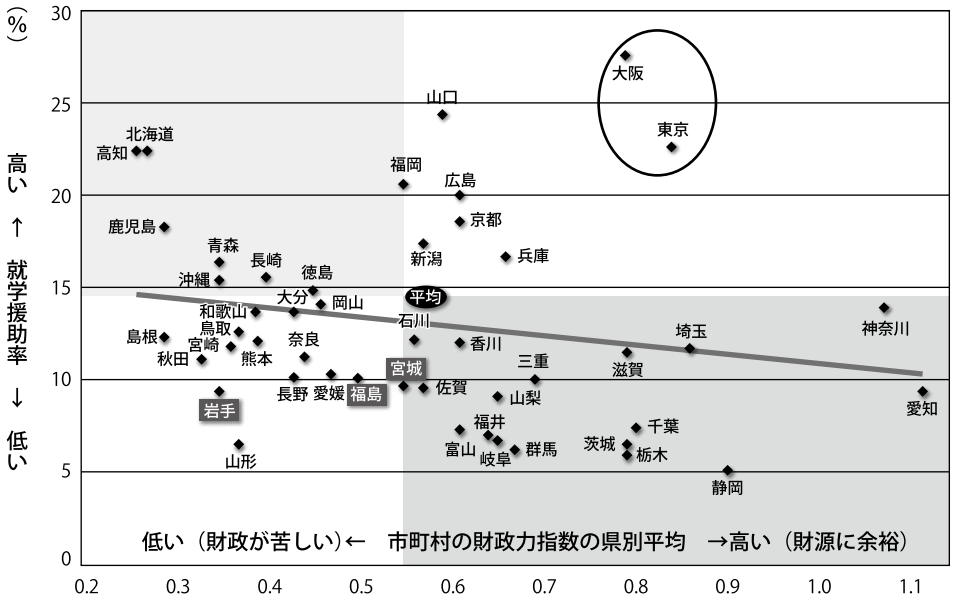

（注）財政力指数は、基準財政収入額（標準的な地方税収入 ×75 ／ 100＋地方道路譲与税等）を基準財政需要額（測定単位１当たり費用 × 人口・面積等 × 寒冷補正等）で除して得た数値の過去 3 年間の平均値である。財政力指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。東京都の市町村の財政力指数の平均には特別区を含まない。

（出所）鴈咲子『子どもの貧困と教育機会の不平等』明石書店、2013 年９月、56 頁。

「教育の支援」では、就学援助について「国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る」こととなった。これによって、各市町村における就学援助制度に関する周知状況の指標などが改善することを期待したい。

行政の支援が申請主義の場合、必要な人に届かなくても放置されてしまう。この状態を「自分がどの制度に当てはまるか分からない」として、支援の「ワンストップサービス」を担うソーシャルワーカーによる寄り添い型支援を提唱する声がある。あしなが育英会も「行政の相談窓口一元化と訪問支援事業の充実による手厚いサポート体制の確立」を要望している[13]。現状では、所得が少なくて仕事を掛け持ちしているため忙しく制度をよく知らない保護者に、就学援助制度などを伝える方法が十分であるのか疑問である。

さらに、生活保護を受けている小中学生の修学旅行費は、別途就学援助を申請しなければ支援が受けられない。支援が必要な子ども・保護者の立場に立って、厚生労働省と文部科学省は生活保護と就学援助の制度間の調整を図り、煩雑な申請を必要とする制度自体を改善すべきである。

ひとり親は地域によって、その割合に大きな差がある。青森、高知、沖縄の各県と北海道は 11 ～ 12%であるが、神奈川、千葉、埼玉は６%と約２倍の開きがある。しかも、ひとり親率が高く、子どもへの支援が必要な県ほど県下の市町村の財政が苦しい傾向がある（図表５）。県下の市町村の財政が苦しい県ほど、ひとり親家庭などの就学援助のニーズが高いと言えよう（図表６）。

最近の研究で、経済的な問題と同時に、子どもの健康・親からの虐待・非行・いじめ・不登校などの様々な問題が複合的に起きていることがわかってきた。昔と違い家庭訪問の機会なども減り、保健室に来る子どもの様子から養護教諭が、外からは見えにくい子どもの貧困のサインに気がつくことも多い。大規模の学校でも養護教諭は1名しか配置されないことが多く、多忙をきわめていることも少なくない。個人情報への配慮から、支援が必要な子どもの情報を関係者で共有することには細心の注意が必要であるが、全てを学校内で解決することは不可能である。学校が貧困のサインを発見したら、対応を依頼できる福祉機関やNPOとの連携体制の確立、あるいはそのコーディネートをするスクールソーシャルワーカーの養成・配置も急務だと考える。

図表7　公立中学校で完全給食が実施されていない子どもの割合

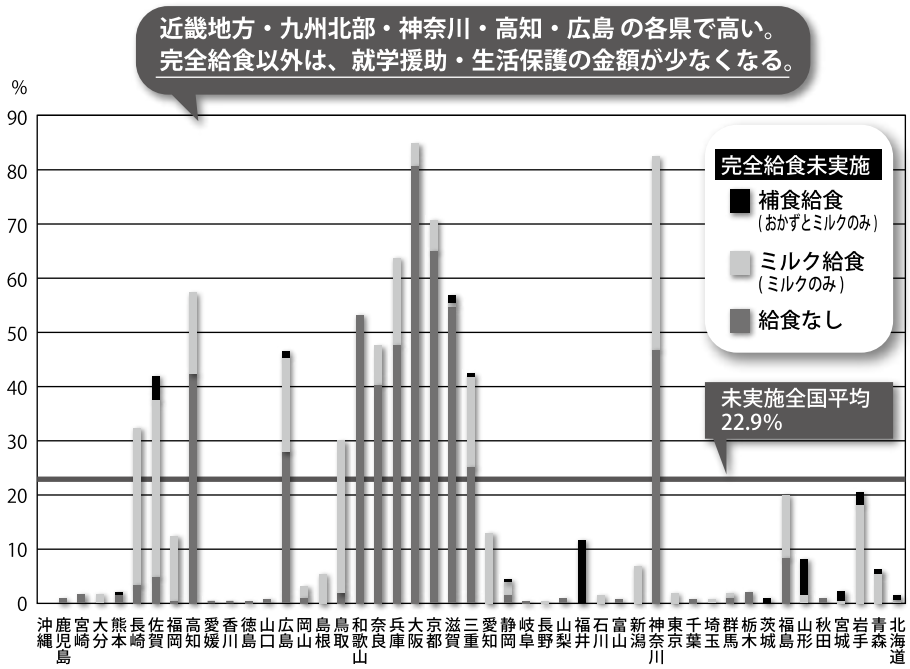

（注）全国の完全給食実施率（人数比）は、公立中学校で77.1％、公立小学校で99.5％である。
（出所）文部科学省「平成24年度学校給食実施状況調査」2014年1月より鳫咲子作成。

「子供の食事・栄養状態の確保」が重点施策に位置付けられたが、学校給食における公立中学校の完全給食実施率77.1％（平成24年度）は、指標としては取り上げられなかった（図表7）。パブリックコメントにおいても「給食は、貧困に苦しむ世帯に属する子供のセーフティネットになっている。中学校の給食制の導入を目標にすべきである。また、夏季、冬季及び春季の学校休暇中の学童保育の給食制導入を合わせて検討すべきである。」という意見があった[14]。公立中学で完全給食を実施していない場合、就学援助費・生活保護費とも給食費相当額分が支給されない。完全給食の実施を困難にしている問題点を国が調査し、地方自治体が公立中学における完全給食に早急に取り組むよう国としても施策を講じるべきである。

5 今後の主な課題

法9条は、「都道府県子どもの貧困対策計画」として、「都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする」と規定しており、都道府県には「子どもの貧困対策計画」策定の努力義務が課されている。法附則第2条には、5年後の法の見直しも規定されている。5年後の法の見直しまでに国の大綱より進んだ内容の「都道府県子どもの貧困対策計画」が各地域で作られ、先進的な取り組みが国の政策に影響を与えることを期待したい。

また、重要な子どもの貧困対策である就学援助は、各市町村が独自に基準を定めて実施している。支援のニーズが高い県ほど県下の市町村の財政状況が厳しい現状を考えると、「都道府県子どもの貧困対策計画」だけでは、市町村による就学援助の動向を政策的に誘導することは難しいのではないだろうか。子どもに関する市町村の施策には、既に「児童福祉法」に基づく市町村の「子育て支援事業」、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」などもある。子どもの貧困対策の観点から、市町村の既存の事業・計画を見直すことが求められている。

さらに、ひとり親の割合の都道府県格差など子どもの貧困の状況には地域格差がある（図表5）。ひとり親率が高く子どもへの支援が必要な県ほど県下の市町村の財政が苦しい傾向があり、この自治体の財政力などの差が、生活保護・就学援助の捕捉率の差を含め、子どもの貧困対策の地域格差を生じている可能性が大きい。子どもの貧困対策大綱の内容は、住んでいる自治体にかかわらず、子どもの貧困対策による支援が必要な国民だれもが受けられる最低限の基準、国が保障すべきナショナルミニマムである。国には、子どもの貧困対策の地域格差を調査し、解消する責任がある。

（2014年11月4日脱稿）

[1] 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）。民主党を中心とする野党案（第183回衆第19号）自民党を中心とする与党案（第183回衆第20号）が、それぞれ国会に提出されたが、両案が一本化され成立した。法律の制定過程については、鳫咲子「子どもの貧困対策法の成立」『いんふぉめーしょん』140号1～9頁参照。

[2] 法律名が「子ども」であるのに、大綱で「子供」という表記を使っていることについて、「本大綱では、法律名を除き、法令上の表記に関わらず、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）による表記を用いているが、法令上の用語と意味を異にするものではない。」という記載がある。本稿では、法令上の表記の「子ども」を優先して使用し、大綱を引用する場合のみ「子供」を使用する。

[3] 衆議院厚生労働委員会2013年5月31日。成立した子どもの貧困対策法には有識者・当事者等で構成される審議会についての規定は無い。野党案では、市民団体からの強い要望を受けて有識者・当事者等で構成される「子どもの貧困対策審議会」の意見を聴いて、関係閣僚で構成される「子どもの貧困対策会議」が「子どもの貧困対策計画」を作成することになっていた（第183回衆第19号第20条）。法案提案者及び政府側からも「当事者･支援団体の意見をくみ上げ､大綱に反映していく」との発言があった（参厚労委2013年6月18日）。

[4] 子どもの貧困対策会議「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」2014年4月4日。

[5] 内閣府「「子どもの貧困対策に関する検討会」意見の整理「大綱案に盛り込むべき事項」に対する意見募集の結果について」〈http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095140620&Mode=2〉2014年11月4日アクセス。

[6] 野党案では、子どもの貧困に関する調査における「経済的指標」として、3年ごとの子どもの貧困率及びひとり親世帯等の貧困率が挙げられていた。このほか、「学習機会に関する指標」として、毎年、都道府県ごとの全世帯と生活保護世帯の「1高等学校等進学率、2大学進学率、3高等学校中途退学率、4大学中途退学率、5高校生の修学旅行参加率、6小学生・中学生・高校

生の不登校率」、及び「都道府県ごとの就学援助率」が具体的な調査項目として挙げられていた（第 183 回衆第 19 号第 10 条）。

[7] 野党案では、子どもの貧困率を「平成 33 年に 10 パーセント未満とする」「3 年に 1 割以上の割合で削減する」、ひとり親世帯の貧困率を「平成 33 年に 35 パーセント未満とする」「3 年に 1 割以上の割合で削減する」との数値目標が掲げられていた（第 183 回衆第 19 号第 11 条）。

[8] 第 4 回子どもの貧困対策に関する検討会配付資料 2 「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）（案）」2014 年 6 月 5 日、1 頁。

[9] 『日本経済新聞』2014 年 8 月 29 日。

[10] 第 183 回国会衆議院厚生労働委員会議録 15 号 8 頁（2013 年 5 月 29 日）。

[11] 第 183 回国会衆議院厚生労働委員会議録 16 号 6 頁（2013 年 5 月 31 日）。

[12] 『朝日新聞』2014 年 8 月 30 日。

[13] あしなが育英会「第 25 回 遺児と母親の全国大会要望文」。

[14] 内閣府・前掲注 5 別紙「パブリックコメントによる主な意見（概要）」10、11 頁。

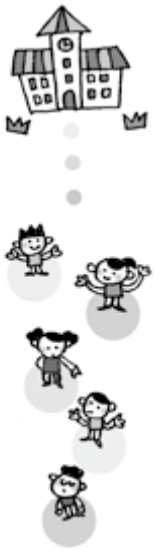

Report 3

子どもの人権連 第29回総会・学習会（14年9月13日）報告

子どもの人権連事務局長　福澤　富美代

9月13日（土）、第29回総会・学習会を開催しました。はじめに岡島真砂樹代表委員代理（日教組）からあいさつを受けた後、内野貴志事務局員（部落解放同盟中央本部）を議長に選出、福澤富美代事務局長（日教組）から「2013年度活動報告と決算報告」、和田献一監査委員（部落解放同盟栃木県連合会）から「2013年度監査報告」を受け、全員の拍手で承認されました。

その後「2014年度活動方針と予算案」「2014年度役員・事務局員選出」が提案され、こちらも満場一致で可決成立しました。

2014年度活動方針（基調）

2014年は日本が子どもの権利条約を批准して20周年目にあたる。7月に公布された子ども・子育て支援事業の基本指針にも、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、支援には子どもの視点に立つ必要性が明記されるなど、条約の理念は政策等を推進する指針となってきた。一方で子どもをとりまく環境は、国連子どもの権利委員会が「（前回の勧告の）多くが十分に実施されておらず、またはまったく対応されていない」と第3回の総合所見の中で指摘したように、依然として多くの問題を抱えている。

7月に発表された子どもの貧困率は、前回調査の15.7%（09年）からさらに悪化し、16.3%と過去最悪となった。特にひとり親の家庭では、相対的貧困率が54.6%とOECD諸国の中で最も高い率だった前回調査からさらに悪化している。1月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律では、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」の実現を基本理念に掲げている。しかし、就学援助率が15.3%と過去最高を記録しているにもかかわらず、生活保護率の引き下げに伴う就学援助の所得基準引き下げ等により、自治体によってますます格差が拡大することが危惧される。貧困の連鎖を断ち切るためにも、子どもの貧困対策が実効あるものになるように求めていかねばならない。

いじめや体罰など子どもの人権や尊厳が脅かされる事件が後を絶たない。13年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。しかし、「居場所」を見つけられず、様々なストレスや疎外感に苛まれている子どもたちに、厳罰化や道徳教育の強化で対処することでは、いじめの根本的解決につながらない。子どもに寄り添い、子どもの声に耳を傾け、子ども同士の関係を構築していくことが必要であり、安心して相談できる体制づくり、「居場所」づくりが重要である。子どもたちが孤立する

ことなく、自他の人権を尊重する生き方が可能となるよう、学校のあり方、地域のあり方を問い直し、とりくんでいく必要がある。

児童相談所への相談件数が7万件を超え過去最多となる中、子どもの虐待死が相次いで報道されるなど状況は深刻である。虐待は子どもの命を危険にさらし、その成長に重大な禍根を残すことになる。虐待を防ぐ目的で所在不明児に関する全国実態調査を厚労省が初めて行い、10 月末に結果報告が行われる予定である。無戸籍児の問題なども含め、子どもの命や尊厳が損なわれる事態を阻むためにも、子どもが社会から排除されない法や支援体制の整備が急務である。

1月に日本は障害者権利条約を批准した。障害者基本法の改正等、批准にむけて必要とされた制度改革は一定すすんだものの、権利条約の理念を実現する具体的施策の整備は不十分である。障害のある人が、障害のない人と同様の権利が行使できるよう、具体的な施策の整備にむけたとりくみが必要である。教育では、学校教育法施行令が改正され、障害のある子どもは原則特別支援学校への就学から、障害の状態などを総合的に判断して就学先を決定する仕組みとなったが、改正の主旨が十分に各地自体に伝わっていない。インクルーシブ教育をすすめていくために、主旨の周知徹底や合理的配慮が実施されるようとりくむ必要がある。

6月に文部科学省は学校における性同一性障害への対応についての初の実態調査結果を発表した。調査では、「性同一性障害」の可能性がある子どもは少なくとも 660 人いると報告されたが、学校の「配慮」をうけている子どもはその6割弱となっている。しかも、この数値は学校が把握した事例に限られ、本人が公表を望まない場合などが除外されており、さらに多くの子どもが悩みを抱え、苦しんでいる可能性が否めない。国連の自由権規約委員会は、LGBT の人々へのステレオタイプや偏見と闘うための意識啓発活動を強化し、差別を禁止する包括的な反差別法を採択するべきであると日本に勧告している。すべての子どもがそのジェンダーに縛られることなく、自分らしく生きることができる社会を実現できるようとりくんでいかねばならない。

東日本大震災から3年半が経過した。震災関連の報道等も減少し、社会の関心が薄れていっているようであるが、子どもたちを取り巻く状況は依然として厳しい。震災や原発事故によりふるさとを奪われ、今なお「仮設」で暮らし学んでいる子どもや、被災体験や被災地の中で生じてきた様々な「格差」に苦しむ子どもも多い。このような状況の中で、被災地の子どもたちやその家族が本当に必要としている支援は何なのかを、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動と協力して、子どもたちを主体とした復興・支援が行われるように横断的なネットワークを広げ、継続的にとりくんでいかねばならない。

昨年の京都地裁に続き、7月大阪高裁でも在特会のヘイトスピーチを「人種差別」であるとする判決が下った。外国につながる子どもを含むマイノリティ集団に対するハラスメントや暴力、そして、憎悪や差別を助長している行為から法律による保護が不十分であることに対し、国連の自由権規約

委員会も懸念を表明している。高校授業料無償化での朝鮮学校排除問題にかかわり高校生等を原告とする国家賠償請求訴訟が各地で起こっている中、複数の自治体で朝鮮学校への補助金を停止する動きが見られる。国連勧告にも関わらず、子どもたちの教育を受ける権利が侵害されており、差別の解消にむかってはいない。日本で生活するすべての子どもの学びが保障される多文化共生社会の実現をめざし、差別撤廃を求めとりくんでいく必要がある。

子どもの人権連は 86 年の発足以来、教育・福祉の場での子どもの権利確立に力点をおいてとりくんできた。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴・ロビー活動、同委員会宛 NGO レポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってきた。子どもの権利条約批准 20 周年を迎え、これまでの人権連が果たしてきた役割を総括し、組織の見直しをすすめ、今後さらに子どもの権利条約や社会権規約の具現化にむけとりくんでいく。

2014 年度活動方針（具体的なすすめかた）

（1）「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続する。また、震災復興に関わる子どもの権利実現の実践に対しては、助成事業を特別枠で設けるとともに、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動に協力する。

（2）子どもの権利条約に関する学習会を開催する。

（3）市民と国会議員の会に参加し、「子どもの権利に関する包括的法律」の制定や施策の促進を含む子どもの権利条約の具体化に努める。

（4）ＮＧＯレポートの作成において積極的役割を果たした経緯を踏まえ、国連の子どもの権利委員会・社会権規約委員会による勧告のフォローアップに努めるとともに、自由権規約委員会・人種差別撤廃委員会等の勧告のうち特に子どもに関連するものについても普及啓発を進める。

（5）国連子どもの権利委員会等の会議に代表委員を派遣し、会員への還流をはかる。

（6）アジアにおける子どもの権利実現のためのとりくみに参加する。

（7）14 年9月 29 日～ 10 月1日にかけてオーデンセ（デンマーク）で開催される第 7 回「都市における子ども」（Child in the City）会議に、平野代表委員を派遣する。世界各国から実務家・研究者等が参加するこの会議では、今回「子ども・若者の参加」および「遊ぶ権利」がメインテーマとなっており、日本で「子どもにやさしいまちづくり」を進めていく上で大いに参考になる報告が行なわれると期待される。

（8）新しい選択議定書（個人通報制度）のキャンペーンに関与する。

（9）バッジやリーフレット、ボールペン等を使って「子どもの権利条約」について理解を深める。

（10）各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかる。

（11）ホームページの充実など広報活動の充実をはかる。

（12）機関誌「いんふぉめーしょん」とホームページを使って子どもの権利条約の啓発と会の広報をする。

(13) これまで人権連が果たしてきた役割を総括するとともに、組織の見直しをすすめ、さらに子どもの権利条約、社会権規約、障害者権利条約の具現化にむけとりくむ。

子どもの人権連　2013 年度会計決算報告

❶ 収入（ろうきん）

項目	予算額	決算額
1　前年度繰越金	6,397,997	6,397,997
2　会費	510,000	495,000
3　寄付金	8,000,000	8,000,000
4　雑収入	200,000	1,208
5　繰入金	0	0
合計	15,107,997	14,894,205

❷ 支出（ろうきん）

項目	予算額	決算額
1 **学習・研究費**	6,500,000	4,239,703
研究会議費	3,000,000	2,891,410
派遣費	1,500,000	374,793
調査費	500,000	67,200
実践助成費	1,500,000	906,300
2 **会議事務費**	600,000	311,387
事務局会議費	150,000	112,322
事務費	400,000	132,879
通信運送費	50,000	66,186
3 **広報費**	5,800,000	4,350,540
①機関誌費	2,500,000	2,054,620
②HP 運営費	300,000	690,195
③広報費	3,000,000	2,226,725
4 **積立金**	1,500,000	1,500,000
5 **予備費**	707,997	0
合計	15,107,997	10,401,630

貸借対照表

資産		負債	
普通預金（労金）	5,721,305	積立金	1,500,000
普通預金（郵貯）	271,270	次年度繰越金	4,492,575
合計	5,992,575	合計	5,992,575

子どもの人権連　2014 年度会計予算報告

❶ 収入

項目	前年度予算額	前年度決算額	14 年度予算額	備考
1　前年度繰越金	6,397,997	6,397,997	**4,492,575**	
2　会費	510,000	495,000	**495,000**	労金振込分、郵貯振込分合算
3　寄付金	8,000,000	8,000,000	**8,000,000**	日教組子どもの人権連カンパ
4　雑収入	200,000	1,208	**20,000**	
5　繰入金	0	0	**1,500,000**	積立金繰入
合計	15,107,997	14,894,205	**14,507,575**	

❷ 支出

項目	前年度予算額	前年度決算額	14 年度予算額	決算額
1　学習・研究費	6,500,000	4,239,703	**5,500,000**	
①研究会議費	3,000,000	2,891,410	**2,500,000**	研究会 (総会・11/15 記念講演等) 旅費他
②派遣費	1,500,000	374,793	**1,200,000**	海外派遣費　700,000 (アジア子ども権利フォーラム等) 講師派遣費　500,000
③調査費	5 00,000	67,200	**300,000**	
①実践助成費	1,500,000	906,300	**1,500,000**	助成事業、震災特別助成事業
2　運営費	600,000	311,387	**1,100,000**	「会議事務費」より名称変更
①事務局会議費	150,000	112,322	**300,000**	年 2 回予定
②事務費	400,000	132,879	**200,000**	
③発送費	50,000	66,186	**600,000**	「通信運送費」より変更（機関誌発送を含む）
3　広報費	5,800,000	4,350,540	**5,300,000**	
①機関誌費	2,500,000	2,054,620	**2,200,000**	年 6 回発行予定
②HP 運営費	300,000	69,195	**300,000**	
③広報費	3,000,000	2,226,725	**2,800,000**	
4　記念事業金	0	0	**200,000**	新規項目（子どもの人権連 30 周年記念事業）
5　積立金	1,500,000	1,500,000	**2,500,000**	周年行事、海外派遣
①記念事業積立	0	0	**1,000,000**	子どもの人権連 30 周年記念事業
②海外派遣積立	0	0	**1,500,000**	国連子どもの権利委員会（CRC）等
6　予備費	707,997	0	**107,575**	
合計	15,107997	10,401,630	**14,507,575**	

子どもの人権連　2014 年度役員・事務局員

顧　問	永井 憲一	（法政大学名誉教授）
代表委員	石井 小夜子	（弁護士 ）
	加藤　良輔	（日本教職員組合中央執行委員長）
	桒原　成壽	（全国人権教育研究協議会代表理事）
	平野　裕二	（ＡＲＣ代表）
	森田　明美	(東洋大学教授)
	井上　仁	（日本大学文理学部教授）
事務局長	福澤 富美代	（日教組中央執行委員・教育改革部長）
事務局次長	西村　正樹	（全日本自治団体労働組合中央執行委員・社会福祉評議会事務局長）
	吉岡　正博	（部落解放同盟中央執行委員・教育対策部長）
	柏木　康夫	（全国人権教育研究協議会・事務局次長）
事務局員	内野　貴志	（部落解放同盟中央本部書記）
	竹田　邦明	（日本退職教職員協議会事務局長）
	下坂 千代子	（日教組中央執行委員・障害児教育部長）
	近藤 有理子	（日教組教育文化局・書記）
監査委員	和田　献一	(部落解放同盟栃木県連合会・委員長)
	池浦　芳則	（日教組・財政部長）

Report 4

第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

子どもの権利条約フォーラム2013 活動報告

子どもの権利条約ネットワーク

2013 年で 21 回目の階差になった「子どもの権利条フォーラム」毎年さまざまな都道府県で開催されていたが、2013 年は東京で開催することになった。

2013 年 11 月 16 日（土）17 日（日）国立オリンピック記念青少年センターにて開催した。子どもと若者が主役になったオープニングは、音楽あり劇あり表現ありのにぎやかで楽しく子どもの権利に触れることができた。その後子ども・若者たちはワールドカフェで子どもの権利についてそれぞれ深め合いました。おとなはシンポジウムを開催し、子どもの権利の 20 年を様々な視点で振り返りました。

2 日目は、様々な団体やグループが提案した分科会を開催しました。（詳細は「子どもの権利条約フォーラム Web サイト」をご覧ください）子ども・若者からは、フリースペースという場所でした。フォーラムに参加してくれる、子どもにも大人にも「ちょっと休める場所」「自由に遊べる場所」「ゆっくり読書する場所」と“あったらいいなぁ”という場所をフリースペースとして提供しました。小学生の参加者や、親についてきた子どもが 1 日を通して利用し、中学生・高校生も利用したくさんの交流がありました。大きなスペースで走り回ったり、普段はできないようなダイナミックな遊びができたりと好評でした。

2 日間のフォーラムのために高校生を中心とした子ども・若者が多くの企画会議を重ね、時にはおとなとも検討しあいながら企画していきました。テスト勉強や部活・アルバイトとの両立もとても大変だったと思いますが。多くのメンバーが「また来年も！！」と感想を寄せてくれ、子どもたちのネットワークも広がったことと思います。

活動に際し、ご支援いただきありがとうございます。

子どもの権利条約フォーラム 2013 を終えて
～批准 20 年に向けた一歩として

子どもの権利条約フォーラム 2013 実行委員会
事務局長　林大介

2 日間にわたって開催された「子どもの権利条約フォーラム 2013」。準備段階だけではなく、やはり当日も裏側ではイロイロとありましたが、ひとまず無事に終了し、ホッとしています。御参加いただいた皆様、実行委員会に参加された皆様、賛同・協力いただいた皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。

今回のフォーラムは、フォーラムの呼びかけ団体である子どもの権利条約ネットワーク (NCRC) が事務局を担いましたが、専従職員を置いていないという団体としての組織基盤や事務局体制の脆弱性もあり、運営面において課題が生じていたことは、率直に反省すべきだと感じております。例えば電話の問い合わせに即座に対応できなかったり、日常的な細かなやり取りも段取りをきちんと準備しておかないといけないという難しさがあり、多くの方にご迷惑をおかけしたことを申し訳なく思っています。

また、フォーラムの特徴として「子ども参加」を挙げることができます。単なるお客さんとしてではなく、企画段階から子どもとおとなが共に創りあげていくところが、他のこうしたイベントとは異なります。毎回、開催地が変わるということもあり、フォーラム開催地ごとに、一から実行委員会を立ち上げて、同時に子ども参加にも取り組むことになります。恒常的に事務所を開所しているわけでもなく、事務所が子どもの居場所になっているわけでもないため、ふらっと子どもが立ち寄ることができる事務所ではありません。そうした中での準備は、「子ども参加」に課題を生じさせた一面もありました。

とともに、子どもとおとなが共にフォーラムを創りあげるのであれば、「子ども参加」といえども、何でもかんでも子どもに任せればいいわけではありません。フォーラムは「子どものためのフォーラム」ではなく、「子どもとおとなのためのフォーラム」であり、子どもだけが対象ではありません。子どもの思いを汲み取るだけではなく、おとなとしての思いを反映させていくことの難しさを、改めて感じました。子どもの声や思いをどのようにしておとなが理解していくのか。子どもとおとな間に立つユースとの関係性についても、考えさせられることが多々ありました。

そうした中での今回の東京でのフォーラム。1 年前の 2012 年 11 月に会場を予約したところからスターとしましたので、準備を含め 1 年がかりの取り組みでした。これまで参加していた各地のフォーラムの特色を感じつつ、東京ならでは開催の難しさを感じた中での準備は、思った以上に大変でした。私自身の思いが空回りすることもあり、経験不足を感じる場面も多々ありました。正直な話、フォーラム直前の一週間は、「早く終わらないかな・・・」という弱気な思いに駆られることもありました。

フォーラム当日は快晴に恵まれ、子どもも、ユースも、おとなも、参加された方々が輝くものとなりました。体制が十分でもなかったため、広報への取り組みが手薄となり、参加者が少なかったのが残念でしたが、内容そのものは非常に深く、幅広いものになりました。ましてや、これまでのフォーラムに参加した各地の子どもたちが、全国から多く集まり、久しぶりの再会を楽しめたことは、主催者としては嬉しいことでした。日常生活では話しにくいことを、フォーラムだからこそ話せるという安心感を生み出すことができたのでしょう。

思い返せば私が子どもの権利条約フォーラムに初めて参加したのは、今から 19 年前の 1994 年、大学 1 年生の時でした。前年の高校 3 年生の時に子どもの権利条約の存在を知り、文化祭で展示発表を行ったことがキッカケでした。1994 年のフォーラムは２回目の開催で、今回と同じくオリンピックセンターが会場でした。当時のオリンピックセンターは改築される前の古い建物で、宿泊棟も東京オリンピック当時の大部屋のベッドでした。同世代や中学生、高校生が参加し、さらには弁護士や大学教授といった専門家や子ども系 NPO で活動されている多くのおとなが参加され、そうした方々とまさに「子ども、おとな」という立場を超えて、熱く話し合うことができる場が新鮮でした。それ以後、毎年、フォーラムに欠かさず参加しています。

これからの課題としては、子ども系 NPO や (子ども、おとなといった) 市民の参加だけではなく、行政や企業など他セクターとともに創りあげていくことが挙げられます。「子どもの権利条約の普及・推進」と一口に言ってもその内容が幅広い分、関わりにくい側面もあります。いかにして分かりやすく広めていくのか。どうすれば行政や企業も参加・協働しやすい内容となるのか。これが、来年の批准 20 年の課題のひとつでもあります。

いずれにせよ、「子どもの権利条約」そのものは、日本社会においてはまだまだマイナーな存在であるのは事実です。この現実を踏まえ、一歩一歩取り組んでいくしかありません。まずは来年の批准 20 年において何を目指すのか。そこを皆さんと共に、考え、行動につなげていきたいと思います。

鈴木　悠都　14 歳

私は午前中東北の子どもたちの分科会に参加しました。

初め私は東北の子どもたちがどんな活動をしているのか全然わかりませんでした。だからどんなことをしているのか興味がありました。参加して思ったことは東北の子どもたちはすごいんだなと思いました。子どもの考えを大人にしっかり伝え、それを実現できるのはすごいことなんだと改めて思いました。

今回私は初めて子どもの権利条約フォーラムに参加しました。いろいろな経験ができて良かったです。また来年も参加したいです。

松井　萌　18 歳

年，今年と参加させていただき、どちらの年でも、それぞれ色々な方の考えや様々な団体などを知ることができ、新しい発見ばかりでした。

今年も昨年と同様、私達の団体は「いじめ」について考え、話す時間を設けて頂き、色々な立場の大人の方や、私達と同じ世代の方とお話させて頂いた事で、新しく昨年と違った考え方がもてるようになりました。

こども側として参加できるのは今年で最後になってしまいましたが、その分、私自身の意見が出しきる事が出来たので、とても良かったと思います。

また、来年からは、大人としての参加にはなりますが、これからは、こどもの意見を幅広い世代の方々に伝えるためのパイプ役としてサポートしていきたいと考えています。

今後、「いじめ」「虐待」などが減っている世の中になっている事を願っています。

横井　聖崇　17 歳

今年の子どもの権利条約フォーラムに参加して、一番最初に感じたことは、去年の中京大で行った時よりも人数が少なかったことが第一印象でした。でもその中でどれだけわかりやすくどれだけ楽しくできるのかを、ユース実行委員の人たちがいろいろ考えてくれて

楽しく緊張も和らぎフォーラムに参加することができました。

去年はパネルリスカッションでパネリストをさせていただき、多数の質問に対して自分の思うことをそのまま発言することができました。今年も参加しようと思った理由は去年の子どもの権利条約に参加したからです。

その中で今年はリレートークに参加し、ティーンズカフェについて話をさせていただきました。

その後ユース実行委員のかたが考えた『しゃべっていいとも』子どもの権利ってなんだろう？に参加して子どもの権利について考えました。

その中で同じぐらいの年の人が、いろいろな悩みを抱えてることを知ってどうした

らいいのかを考えることができました。2日目は分科会で福祉ってなんだろうというものをさせていただきました。

今回はプログラムにのっていなかったのであまり来てくれませんでしたが、来年はプログラムに乗せたいと思っていますのでお願いします。

今回の子どもの権利条約フォーラムに参加して子どもの権利がどれだけ大切かを知ることができました。また来年も参加したいと思っています。

後藤　大枝　17歳

今回もこの子どもの権利条約フォーラムに参加させていただきありがとうございました。

私は前回も参加させていただいたのですが、前回は途中参加ということもあって分科会には出られなかったので、今回のフォーラムで分科会に出られたのが私にとって一番の収穫となりました。

今回私は子どもNPOとして、十時から三時まで午前と午後に分かれて行われる「Teen’s café× <いじめ>＊熱く語り合う一日」に参加させていただき、そこでは午前中はいじめに対する自分の意見や、どこからがいじめになるのかなどを熱く語り合っていました。午後からは同じ会場でいじめと福祉に関する講話との二つに分かれていたので、私は福祉の方に出ました。そこでは同じ子どもNPOからの実行委員が身体障がい者や車いす、白杖、ユニバーサルデザイン等の身体障がい者に必要な道具の話が聞けました。

次回のフォーラムにも機会があれば参加させていただきたいです。

森　恵美　15歳

私は初めてこの子ども権利条約フォーラムに子どもｎｐｏの一人として参加をしました。私達は初日の第2部の劇が終わった後、演奏隊の曲をやる前に裏方としてスタンドマイクを移動させてその演奏隊の曲を聞いていましたが、他の聞いているみなさんが盛り上がったことに対して私の心もノリノリになりました。そして、第2部が終わり交流会が特に印象に残っています。たくさんの方々と話し合いができたり意見交換などをしたりしてとても楽しかったです。また次の日の分科会が楽しみで興奮して眠れませんでした。翌日私達はメンバー同士色違いのTシャツを着て午前の分科会に参加しました。午後は自分の団体の分科会に参加しました。ちなみに午後の分科会は<いじめ>に関することだけだと思っていましたがまた別で（同じ部屋で）福祉の分科会をやったのでそちらに参加しました。この福祉の分科会の様子はまるで授業参観の風景のように思えました。すごく楽しかったので来年もまた参加したいです。

高木　美里　12 歳

今回は子どもの権利条約フォーラム２０１３に参加できて、とっても楽しかったです（ˆｕˆ）

私はまだ6年生で、子どもの権利って言う名前が難しそうだったし、難しいこととおもっていたけど、行ってみたらフリースペースがとっても楽しかったです (^^♪フリースペースでは、大きな布に筆で好きな絵を描いたり、紙飛行機をつくって飛ばしたり、みんなでひっかけクイズを出し合ったり大富豪をしたりしてとってもとっても楽しかったです☆☆

終わった後にもらった資料を読みました☆彡

子どもに権利があることは知っていたけど、何条あるか分からなかったし、どういう権利を持っているのかも知りませんでした。子どもには４２条も権利があるなんて知らなかったです。

ありがとうございました (#^.^#)

次回もいきたいです（‘jjj’）

近藤　めぐみ　11 歳

私はフリースペースが気に入ってずっとそこにいました。絵を書いたり風船で遊んだり、トランプをしたりしました。知らない子ともどこから来たのかなどいろんな話をして交流しました。だから噴火会には参加できませんでしたが、最後の「ふりかえり」では各会場の発表がきけました。「どうしてわかってくれないの？」という分科会では大人と子どもの気持ちがちがうので、わかりあうための意見をこうかんしあってました。もし出ていたら「かんけいないことに口を出さないでほしい！」と言いたかったです。

子どもユース実行委員　横井 美咲（高校2年）

私はこのフォーラムに参加して心から感銘を受けました。会場で一緒に権利について語り合った人たち一人一人がそれぞれの意見をしっかりと持ち世の中を見ていること、私よりもずっと年齢の低い子どもたちが自らの権利について関心を持ってさまざまな活動をしていること、そしてなによりすばらしい出会いがたくさんあったこと。会場で出会った方々は本当に色んな方が居て、それだけの考え方や思いがあり、世界は想像していたよりもだいぶ広かったと衝撃を受けました。また、一緒に活動させていただいた子どもユース実行委員会の皆さんは本当に本当に暖かくてしっかりとしていて心から尊敬しています。正直、私とは世界が違うと悩んだときもありましたが、一緒に活動して、仲良くなれて今は本当に幸せです。子どもユースのメンバーに出会えたことが私にとっては最も大きなことでした。

facebook をとりとめもなく見ていたときにふと目に入ってきた「子どもユース実行委員募集中」という言葉をきっかけに始まった、それまでの日常とは全然違う新しい体験は本当に素晴らしいものでした。このフォーラムに参加できたことを心の底から光栄に思います。

今まで一緒に活動してくださった子どもユースのみなさん、たくさんの話し合いを重ねて準備を進めてくださった実行委員のみなさん、そして当日会場に足を運んでくださったみなさん、本当にありがとうございました。

子どもユース実行委員　細沼　しおり（高校2年）

私はつい１ヶ月半前までまったく子どもの権利条約というものを知りませんでした。子どもユースの実行委員に参加し、少しずつ準備をしたり、自分で調べていくごとにどんどん自分がこれまで大人に感じたことのある違和感や不満などが、「子どもの権利が守られていない瞬間」であることに気づきました。

少しずつ準備が進み、今までは気にしたこともなかった、子どもの権利について真剣に考え、自分もみなさんも持っている「子どもの権利」を実感できるようになりました。当日を迎え、色々な経験、活動をされてる方々と話すことができました。

色々な立場から子どもの権利について話し合うことができ、新しく発見できたこともたくさんありました。同世代だから共感できたこと、住む場所が違うことによって同世代でも私が知らなかったこと、世代が違うことによって私が気づけなかったこと。いろんな観点から子どもの権利について考えました。そして、子どもの権利がどれだけ大切なものか強く実感できました。

まだ１ヶ月前の私のように子どもの権利のことを知らない人はたくさんいるでしょう。それで苦しんでいたり、辛い思いをしている人もいます。知らないだけで守られるべき権利を主張できないというのはとても悲しいことです。私はこのフォーラムを通して子どもの権利について周りに広めていかなければならないと思いました。そのことで今回の私のように守られる権利に気づき、救われる人が必ずいると思うからです。こんなにたくさんのことを学ばせてくれたこのフォーラムに実行委員という立場で参加させていただけて本当に嬉しいです。ありがとうございました！

〈 特集 〉子どもの権利条約 20th

子どもの権利条約を日本が批准して今年で 20 年を迎えました。
そこで、様々な団体の関連イベントやコラム等、子どもの人権連事務局が特集します。

9/13 子どもの人権連学習会報告「子どもの貧困から考える子どもの人権保障」

9月 13 日（土）に日本教育会館で子どもの人権連第 29 回総会と学習会が開催されました。今年は、子どもの権利条約を日本が批准し 20 年目にあたります。子どもの権利条約は、1990 年に発効、日本は 1994 年4月 22 日に批准、現在は、世界で 193 の国が締結しており、未締結国はアメリカ、ソマリア、南スーダンの3か国のみです。子どもの権利条約は、子どもの人権を考える上で世界共通の基準となっています。

子どもの権利条約批准 20 周年学習会では、「チャイルド・プア～社会を蝕む子どもの貧困」という演題で NHK の報道局ディレクターの新井直之さんの講演がありました。また、講演をうけて、山梨学院大学教授の荒牧重人さんから、「子どもの権利条約批准２０周年―条約の理解と実施」という問題提起が行われました。

講演　チャイルド・プア～社会を蝕む子どもの貧困

新井さんは、2012 年に NHK 総合の特報首都圏で演題と同名の番組を制作し、また、その番組の取材の内容等をまとめて、今年 3 月に同名の本を出版（TO ブックス）しています。今回はその本の内容に基づき、映像を交えながらの講演でした。

小6から中2にかけて2年間車上生活をして、学習が大幅に遅れる「さとし」くん、学校や友だちから孤立して生きる希望をなくした「ゆうこ」さん、母子家庭で母親を亡くし、高校を中退してひきこもった「あつこ」さん。新井さんは、取材で出会った子どもたちの現実から、子どもの貧困が見えにくく、その実態が社会に広く知られてこなかったのは、おとなたちが隠してきたからではないかと提起。経済的に困窮している家庭の親は、生活保護バッシングなどの風潮から「助けて」とも言えず、教育関係者は子どもを「守る」ために声をあげられず、そして、報道機関も取材先のプライシーなどを言い訳に世の中に伝えてこなかったのではないかと自らにも問いました。

今年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。子どもの貧困対策に大きな期待が寄せられましたが、8月末に閣議決定された大綱には、関係者が求めていた具体的な数

値目標は示されず、また、各都道府県による貧困対策の事業計画の策定・実施は努力義務にとどまり、その実効性は不透明なものになっています。

一方、今年7月に厚労省が発表した「国民生活基礎調査」では、子どもの貧困率は前回調査の15.7%（09年）からさらに悪化し、16.3%と過去最悪となっています。実に6人に1人の子どもが「貧困」状態にあります。また、就学援助を受けている子どもは15.64%とこちらも過去最悪を記録している。就学援助と子どもの貧困率の数値はほぼ一致しますが、ともにここ数年数値が上昇しています。特に就学援助を受給している子どもの数は、この15年余りで約2倍と大きく増加していますが、2013年8月から始まった生活保護費の切り下げにより、今年複数の自治体で就学援助の適用範囲の縮小が行われました。

問題提起　「子どもの権利条約批准20周年―条約の理解と実施」

荒牧さんは、子どもの人権・子どもの権利条約の専門家として、日教組や子どもの人権連の共同研究者としてとりくんでこられました。今回は子どもの人権が尊重される社会をめざして問題提起をされました。

批准20年目の日本で条約がどこまで実現し、また、実現していないのか、条約実施状況の審査などを踏まえて個別事項に関して説明されました。子どもの権利については、日本では貧困に対するとりくみを中心にはじまったものであり、リアリティを持った議論、具体的な場面での議論が必要と指摘しました。

そして、遊びや活動のなかで、そして、教科を超えて学校のあらゆる場面を通じて、子どもの権利条約を実現できうると示唆されました。

子どもの人権保障にとって「子どもの貧困」を解決することは最優先課題とも言えることです。貧困対策の大綱では、学校がその解決のための「プラットフォーム（拠点）」として位置づけられています。スクールソーシャルワーカーなどの関係者や関係団体、地域、保護者などとともに、今、苦しんでいる子どもたちを救い、ゆたかな学びと育ちを保障していくにはどうしたらいいのか。つきつけられた現実から考え、学ぶことの多い学習会となりました。

（本記事は「月刊JTU」11月号より転載しております）

第13回 東日本大震災子ども支援意見交換会のご案内
ー子どもの貧困をめぐってー

子どもの貧困は、様々な要因による家庭の所得低下がもたらすのですが、それは子どもの暮らしに大きく影響します。被災地域では、子どもたちの学習機会や場を保障して、保護者の不在、住居や家庭の変化、家庭の所得や習い事の支出の変化が子どもたちの暮らしや希望に影響を及ぼさないように、学習支援の取り組みや奨学金制度等が創設されてきました。

しかし、日本全体で子どもの貧困が問題となるなかで、被災地における子どもたちの貧困問題は、それぞれの家庭の実態を明らかにしていかなければ、その解明と有効な対策を抽出することが大変難しいため、いまだに有効な施策が示されていません。

格差が広がる被災地の子どもたちの暮らしの状況について、貧困問題に取り組む政府や現場からの報告や提言を受け、今後私たちがどのような支援を取り組まなければならないのか、情報・意見交換会を行いたいと思います。

ぜひ、ご参集ください。

日時：2014年11月14日（金）11時～ 13時

場所：参議院議員会館　101会議室

＊10時30分から10時50分までに受付においでくださるようお願いします。

司会進行：森田明美　（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長　東洋大学教授）

荒牧重人　（東日本大震災子ども支援ネットワーク運営委員　山梨学院大学教授）

● 報告

1　子どもの貧困をめぐる現状と支援に関する問題の整理

森田明美（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長　東洋大学教授）

2国による被災地の子どもの貧困対策

内閣府・厚生労働省・文部科学省、復興庁（予定）

3被災地からの報告

・学習支援の現場にあらわれる貧困：片貝英行　（キッズドア　東北事業部長）

● 指定討論と提言

・遺児への支援からみえる子どもの貧困：小河光治　（あしなが育英会　奨学課長）

・ひとり親支援からみえる子どもの貧困：遠野　馨　（しんぐるまざーずふぉーらむ福島　代表）

・食糧支援からみえる子どもの貧困：高橋陽佑　（ふうどばんく東北AGAIN　事務局長）

・学童保育からみえる子どもの貧困：池川尚美　（宮城県学童保育緊急支援プロジェクト　代表）

・社会的養護からみえる子どもの貧困：土井香苗　（ヒューマン・ライツ・ウォッチ　日本代表）

● 意見交換

● 国会議員からの発言

◆ 主催　東日本大震災子ども支援ネットワーク

事務局：東洋大学白山校舎2号館608号　森田明美研究室

TEL・FAX 03ー3945ー7481　E-mail：info@shinsai-kodomoshien.net

来て！ 知って！ 子どもの権利!!

子どもが主役！ 子どもの権利条約

子どもの権利条約 20th

子どもの権利条約 批准20年を考える集い

～子どもの権利の具体化の検証～

入場無料・事前参加申込不要

2014年11月15日（土） 11：00～16：00

東洋大学 白山キャンパス2号館 16F スカイホール他

10:30～ 受付 （2号館 16F スカイホール）

11:00～ オープニング講演会

西野 博之さん（NPO 法人フリースペースたまりば理事長）

「居場所の力～川崎"フリースペースたまりば"のとりくみから」

コーディネーター・森田 明美さん（東洋大学）

13:00～ オープニング行事

13:10～ 講演 阿部 彩さん（国立社会保障・人口問題研究所）

「子どもの貧困問題と子どもの権利」

14:30～ 分科会 （スカイホール他）

❶子どもたちと語ろう! 考えよう! 子どもの権利
－子どもたちが権利について、おとなと話したい!聞きたい!

❷東日本大震災と子どもの権利
－被災地で広がる『支えられ格差』の中で子どもたちは今?

❸障害者権利条約と子どもの権利
－すべての子どもが、学校、地域でともにいきるために

❹地域で支える子どもの権利
－子どもたちが抱える福祉的な困難と子どもたちの『居場所』

❺国際的な視点から考える子どもの権利
－国連や世界での子ども人権をめぐる最新の動きは?

❻ワークショップで学ぶ!性的マイノリティと子どもの権利
－『LGBT』ってどういうこと? グループワークで学びます。

16:00～ ❼ワークショップで学ぶ! ジェンダーと子どもの権利
－自分らしく生きるってどういうこと? グループワークで学びます。

都営三田線 白山駅 A3 出口、
東京メトロ南北線 本駒込駅出口 1 より約 300m

主催／「子どもの権利条約批准 20 年を考える集い」実行委員会

共催／子どもの人権連、東洋大学福祉社会開発研究センター

第16回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業募集

子どもの人権連事務局

趣　旨

「子どもの権利条約」の国連採択（89年）、日本批准（94年）以降、３回の日本政府報告書審査が行われ、国連からさまざまな勧告を受けています。

日本での条約の認知度はまだまだ高いとは言えませんが、一方でこの条約をふまえ、子どもの権利実現のために、あるいはこの条約の精神を具体化しようとするものも着実に積み重ねられてきました。

子どもの人権連では、こうした試みをさらに奨励し、機関誌等を通じて広める趣旨で、助成事業を行っています。また、東日本大震災後、子どもの権利条約を基盤にして被災地の子ども支援にかかわっているとりくみについても、引き続き特別助成を行います。ふるってご応募下さい。

応募内容

ー子ども自身の企画・運営ー

学校、職場、地域などでの、たとえば、

＊子どもたちの学びあいやたまり場・居場所づくり
＊子どもの権利を確立するためのこころみ
＊子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなこころみ

など、現在おこなわれているもの、これからとりくもうとするものを問わず募集いたします。

なお、**子ども自身が企画・運営等になんらかの形でかかわっているもの（かかわることを予定しているもの）に限ります**。また、学校の施設設備など、本来行政が責任を持って行うべきものは対象としません。

応募方法

まずe-mailにて募集要項・応募用紙をご請求ください。応募用紙に必要事項を記入の上、活動の概要を事務局までお送りください。

◆助成費（活動費の一部として）

１件10万円を上限とし、15件程度（総額150万円）

◆応募締切

2015年4月24日（金）必着

◆その他

お問い合せは、子どもの人権連事務局までご連絡下さい。
kodomo@jtu-net.or.jp

Document

2014.7.15 ～ 2014.9.30

子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2014 /7 /16 【読売新聞】

貧困率上昇、「子ども」も過去最悪の 16.3%

厚生労働省は 15 日、昨年実施した「国民生活基礎調査」の結果を発表した。2012 年の所得を基に、所得が少ない人の割合を調べた「相対的貧困率」は 16.1%で、前回調査（09 年時点）に比べて 0.1 ポイント悪化した。18 歳未満の「子どもの貧困率」は、前回比 0.6 ポイント増の 16.3%で、初めて全体の貧困率を上回った。データがある 1985 年以降、いずれも過去最悪。相対的貧困率は、全国民の所得を順番に並べ、真ん中に位置する人のさらに半分の額を「貧困線」と定め、それに満たない人の割合を指す。今回の調査で貧困線は 122 万円だった。子どもや専業主婦など所得のない人についても、世帯の所得を 1 人当たりに換算するなどして計算した。1 世帯当たりの平均所得は、11 年に比べて 11 万円少ない 537 万 2000 円で、85 年以降、過去 4 番目に低い水準となった。暮らしぶりの悪化について、厚労省は「非正規雇用が増加し稼働所得が減ったり、高齢者世帯が増えたりしたことなどが要因」と見ている。

■ 2014/7/17 【毎日新聞】

文科省 : 多忙な先生を支援　外部人材、大幅増員へ

文部科学省は、「世界一多忙」とされる日本の教員の勤務状況を改善するため、学校活動を担う外部人材を大幅に増員する方針を決めた。「チーム学校」と名付け、福祉の専門家のスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）や外部の部活動指導者、事務職員を増員し、教員の負担を軽減。授業に専念できる環境を整備し、子供のさらなる学力向上を図る。来年度予算の概算要求に盛り込んだ上で、今月中にも下村博文文科相が中央教育審議会に「チーム学校」の在り方を諮問する。中学教員を対象にした経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の 2013 年の「国際教員指導環境調査」では、日本の教員の勤務時間は週 53.9 時間と最長（参加 34 カ国・地域平均は 38.3 時間）で、事務作業や部活動指導の時間が参加国平均に比べ 3 ～ 2 倍長かった。さらに、いじめや不登校、家庭環境への対応など授業以外の問題も教員が担うケースがほとんど。部活動がない小学校でも今後英語や道徳の教科化が想定され、負担軽減が急務になっている。事態を重く見た同省は来年度から、教員以外のメンバーを増やしてサポート態勢を大幅に強化。「チーム学校」として家庭や児童相談所、警察と連携し、いじめや不登校の課題解決を図るＳＳＷ , 子供の心のケアを担うスクールカウンセラー , 地域スポーツの指導者などが教員に代わって生徒を教える部活動指導員などを想定する。いずれも「専門家の非常勤職員」として、週に複数日学校に入ることが想定され、直接子供たちに関わる。これにより、教員が本来業務である「授業」に専念できる状況を作るとしている。また、書類作りなど事務作業は、正規の事務職員を増員。さらに複数の学校で作業を共同化することも推進する。

■ 2014/7/26 【朝日新聞】

先天異常率「全国と同じ」 厚労省、福島の赤ちゃん調査

東京電力福島第一原発の事故後に福島県内で生まれた赤ちゃんは、全国の赤ちゃんと比べて先天異常の発症率がほぼ同じ傾向だったとする報告を、厚生労働省研究班がまとめた。27 日に相模原市で開かれる日本先天異常学会学術集会で発表する。研究班は、日本産婦人科医会が毎年実施している全国調査のデータと、2011 年の原発事故以降、福島県内の全分娩施設を対象に実施した調査のデータを比較した。全国調査は 1997 ～ 2010 年に生まれた赤ちゃんのうち回答のあった約 122 万人、福島県内は 11 ～ 13 年の約 1 万 7800 人につい

て解析し、1万人あたりの先天異常の発症率を比べた。福島県では年間約1万5千人の赤ちゃんが誕生している。解析の結果、妊娠22週～生後1カ月の間にわかった心室中隔欠損やダウン症、口唇口蓋裂、多指症など、すべての先天異常の発症率が、全国調査と福島調査の間に統計的に意味のある差はなかったという。福島県内の地域による違いなどは調べていない。研究班はさらに解析を進めるとともに、長期的な影響についても調べる。放射線被曝と先天異常の関係はわかっていない。ＷＨＯなどは05年、チェルノブイリ原発事故で先天異常が増えた証拠はないとの報告書をまとめた。一方、一部の異常が増えたとする論文が、米国小児科学会誌に10年に発表された。主任研究者の平原史樹・横浜市立大教授は「今後さらに症例数を増やすとともに、解析の方法も検討したい」と話している。

■ 2014/7/26 【朝日新聞】

働く女性100万人増やせます
子育て支援充実で試算

甘利明経済財政相は25日、2014年度の経済財政白書を閣議に提出した。日本経済の課題として、少子高齢化や働き手となる年齢層の減少を挙げ、女性や高齢者の就労支援の大切さを強調。子育てしながら働ける環境を整えれば、働く女性を約100万人増やせるとの試算を示した。白書では、2030年の労働力人口は約5700万人となり、13年から890万人以上減るとの予測を示した。労働力人口の減少が「国全体の所得を押し下げ、潜在成長率の低下をもたらす可能性もある」と警鐘を鳴らした。可能であれば就業したいと考えながら介護や家事などに追われる女性は13年時点で315万人にのぼるという。うち育児のため働くことを諦めている人は105万人とされる。白書は、出産後も女性が働き続けられるよう、保育園を整備したり休みを取りやすくしたりすべきだと提言した。ただ、100万人を増やす目標時期は示していない。子育て支援の財源をどう手当てするかが見通せないうえ、休みを取りやすい働き方には企業の理解も欠かせないためだ。

■ 2014/7/29 【朝日新聞】

所在不明の子1588人
30都道府県アンケート

行政が居住実態をつかめない「所在不明の子」の調査が各地で進んでいるが、少なくとも30都道府県で1588人の行方が確認できないことが朝日新聞の全国アンケートでわかった。不明期間が数年に及ぶ例もあり、自治体や親族が警察に届けた例も7県市から報告があった。一方、追跡調査後の短期間に居場所がわかった子も多く、自治体が確認を徹底すれば、さらに多くの子の安否が判明する可能性がある。誰も知らない子どもたち横浜市の雑木林で昨年、小学校に通っていなかった女児（当時6歳）が遺体で見つかるなど、所在不明のまま虐待などで幼い命が奪われる事件が相次ぐ。所在不明の子の現状を調べるため、47都道府県20指定市43中核市の110自治体を対象にアンケートを実施し、7月下旬までに40都府県19指定市35中核市から人数の回答を得た。18歳未満の「所在不明の子」は、国が調査の基準日としている5月1日時点では、少なくとも全国に2747人いた。各自治体は追跡調査を進めており、その後1千人以上の所在が確認された。それでも、なお29都府県（中核市含む）で1178人、14指定市で410人の安否を確認できないままだ。未回答の自治体もあり、数はさらに多いとみられる。主な自治体では、東京都378人が最も多く、愛知県203人、大阪府170人が続く。指定市だけでみると、名古屋市88人、大阪市84人、横浜市71人が多かった。不明期間が長期に及ぶ子どもも少なくない。浜松市の12歳は6年7カ月。ほかにも堺市の5年1カ月（12歳）、神戸市の4年2カ月（12歳）など、数年にわたる例が報告された。昨年4月から今年4月までに判明した所在不明の子（5月1日時点、2051人）の年齢についてみると、0～5歳の乳幼児が7割を占めた。乳幼児健診などで発覚するケースが多いためとみられる。約4割にあたる861人について、虐待の恐れがあるなどの判断で、児童虐待担当に連絡をしていた。所在不明の子の大半の情報を虐待担当につないでいる自治体もあれば、情報提供ゼロ

という自治体もあり、対応の差が浮き彫りとなった。所在不明の理由としては、子どもや親が外国籍ですでに出国している可能性を挙げる自治体が多かった。

■ 2014/7/30 【朝日新聞】

ハーグ条約、日本人に初適用　英裁判所、子の返還命じる

夫婦のどちらかによって国外に連れ出された子どもの扱いを定める「ハーグ条約」に基づき、英国の裁判所が、同国に滞在している日本人の母親に対して、子どもを日本に帰国させるよう命じていたことが関係者への取材で分かった。外務省によると、日本が条約に加盟した4月以降、日本人の子どもの返還命令が出たのは初めてとみられる。命令の対象となったのは、別居中の日本人夫婦の子（7）。父親側の代理人によると、母親が今年3月、仕事の都合で子どもを連れて渡英。ところが、予定の期間を過ぎても帰国せず、父親側が5月、英国の政府機関に条約に基づく援助を申請。6月には、ロンドンの裁判所に返還を求める申し立てをした。裁判所は今月22日、「母親と子どもが、父親との約束の期間を超えて英国に滞在しているのは、ハーグ条約上違法だ」として、同30日に子どもを帰国させるよう命令した。母親は帰国の意向を示しているという。夫婦は離婚調停中。今後は日本の家庭裁判所が、夫婦のどちらが養育するかなどを判断するという。父親の代理人の本多広高弁護士は「ハーグ条約によって、子どもを日本に戻した上で、父親と母親が話し合いや裁判を進められるようになったことは評価できる」と話した。

■ 2014/8/2 【朝日新聞】

土曜授業、公立校の16%で 今年度、2年前から倍増

土曜日に授業をする公立の小中高校が、2年前に比べて倍増していることが、文部科学省のまとめでわかった。昨年11月に省令が改められ、土曜日に授業をしやすくなったためだという。国は今後も土曜の学習活動を増やしていく考えだ。公立小中高校の全3万4266校を対象に今年3月に調査し、7月下旬に結果を公表。2014年度に土曜日の授業を予定している学校は計5573校で、全体の16.3%だった。内訳は小学校が3565校（17.1%）、中学校1794校（18.3%）、高校214校（5.9%）。いずれも12年度の前回調査からほぼ倍増した。回数は、小中で「年3回以下」が半数ほど。高校は「年18回以上」が30.0%で最も多かった。学校の授業とは別に、学習塾や地域住民が、希望者に補習や自然体験などを行う「土曜学習」など、土曜日に何らかの学習活動を予定していたのは、全小中高校の37.2%にあたる1万2730校に上った。02年に完全週5日制となってから、土曜授業は「特別の必要がある場合」に限られていた。だが、土曜を無為に過ごす子どもが多いとの調査もあり、文科省は昨年11月、「教育委員会の判断で授業ができる」と省令を改めた。

■ 2014/8/5 【朝日新聞】

児童虐待、届かぬＳＯＳ 昨年度、最多7万3千件

児童虐待が過去最多を更新し、ついに7万件を超えた。子どもの発する「ＳＯＳ」を見逃していないか。虐待で傷ついた幼い心のケアはできているか。なお課題は多く、現場の模索は続く。児童虐待防止法は、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたとき、児相への通告や相談を義務づける。児相全国共通ダイヤル導入（2009年）などにより、近所の人や知人などからの相談も増えている。さらに同法では児童福祉に職務上関係がある人は虐待の早期発見に努めねばならないと規定する。教職員らと並び、医師も含まれる。特に、けがをするほどの深刻な虐待を受けている子どもを早く見つけ、虐待から救うため、重要な役割を担うのが小児医療の現場だ。だが「ＳＯＳ」を見逃しかねない状況が最近の調査で明らかになった。虐待の判断には、外傷の有無などを複数の検査で確認することが有効と言われる。調査をまとめた横浜労災病院の佐藤医師は「虐待したと自分から言う親はいないので、診断で判断するしかない。だが、医

者は治療に専念して背景にある虐待の可能性を見落としがちだ。児童虐待に対応した経験が少ない医師やスタッフもおり、研修も不十分で通告義務も浸透していない。現場のレベルアップや行政との連携が必要だ」と課題を指摘する。厚労省が児童虐待件数の統計を取り始めたのは 1990 年度から。この時、1101 件だった件数は年々増え続け、4 日に公表した 2013 年度の件数（速報値）は、前年度より 7064 件（10.6 %）増えて 7 万 3765 件となった。都道府県別では、大阪府（指定市含む）が 1 万 716 件と最多だった。厚労省は例年、虐待で亡くなった子どもの数と事件の検証も同時に公表している。だが今回は見送り、後日公表することにした。神奈川県厚木市で、所在不明だった男児（死亡当時 5 歳）が白骨化した遺体で見つかるなど、深刻な事件が相次いで発覚。これを受け、検証や再発防止策の検討に時間をかけているためという。

■ 2014/8/8 【朝日新聞】

私立専門学校生に初の授業料給付制度

低所得世帯向け文部科学省は、低所得世帯の私立専門学校生の授業料を補助する方針を決めた。来年度から生活保護世帯の学生らに対し、支払った額の一部または全部を学校を通じて支給する考えだ。こうした国の支援は初めて。文科省の有識者検討会が 8 日、給付制度の新設を提言する中間まとめ案を出した。8 月末に発表の概算要求に盛り込まれる。仮に年収 300 万円未満が対象となれば、給付を受ける学生は約 10 万人と見込まれる。専門学校は全国に 2811 校あり、約 59 万人が在籍する（2013 年度）。現在、半分ほどの専門学校で成績優秀者らに対する授業料の減免措置がある。新制度では学校が低所得者の授業料を減額した場合、さらに、学生が支払う残りの授業料を国が一部か全部を給付する仕組み。来年度のスタートに向けて対象や給付額といった基準を決め、制度を利用する学校を募る予定だ。文科省によると、専門学校生の家庭は、年収 300 万円以下が 17.4%で、大学生の 8.7%を大きく上回る。一方、私立専門学校の納付金は、平均約 110 万円。私立大の約 131 万円に迫る額だ。学費などのために専門学校生がアルバイトに忙殺されたり、中退につながったりしたケースがあったという。専門学校は、私立が 2608 校（56 万 1064 人）で、全体のほとんどを占める。

■ 2014/8/8 【毎日新聞】

学校基本調査：不登校、小中 6 年ぶり増　11 万 9000 人超、前年度比 7000 人

前年度より約 7000 人増えたことが、文部科学省が 7 日公表した「学校基本調査（速報値）」で分かった。5 年連続で減少していたが 6 年ぶりに増加に転じ、10 年度の水準に戻った。学校基本調査は、全国の学校の生徒数など実態を把握するため、文科省が 5 月に幼稚園から大学まで全学校を対象に実施している。不登校の小学生は 2 万 4175 人で前年度より 2932 人増えた。全児童に占める割合（不登校比率）も 0.36%と、0.05 ポイント増で過去最高水準。276 人に 1 人の割合だ。中学生は 9 万 5181 人で前年度比 3932 人増。比率は 2.69%で 0.12 ポイント増だった。37 人に 1 人の割合だ。小中学生を合わせると 11 万 9617 人（不登校比率 1.17%、中等教育学校含む）で 6928 人増加した。不登校児童生徒数のピークは 01 年度の 13 万 8733 人で、不登校比率は 1.23%。特に中学校では中学 1 年で急に不登校が増える「中 1 ギャップ」などもあり不登校比率が高く、1991 年度は 1.04%だったのが毎年増え続け、01 年度は 2.81%。ピークは 07 年度（2.91%）だった。06 年度に不登校だった中学 3 年生の 5 年後の追跡調査の結果、前回（93 年度に不登校だった中 3 生対象）に比べ、高校進学率が 20 ポイント増の 85%、高校中退率は 24 ポイント減の 14%になるなど改善がみられた。文科省は、不登校生を対象にした高校の整備など「受け皿」の多様化が進んだ結果と分析していた。今回、不登校の児童生徒が増えたことについて同省は「この調査は理由を聞いていない。秋に公表予定の問題行動調査で、その結果を分析しないと分からない」としている。

■ 2014/8/9 【朝日新聞】

奨学金返還訴訟、8 年で 100 倍 機構が回収強化

奨学金を返さないとして、訴えられる人が急増している。貸した側の日本学生支援機構（旧日本育英会）が 2012 年度に起こした訴訟は 6193 件で、8 年前の 100 倍を超えた。借り手の貧困に加え、機構側の回収の強化が背景にある。国も、返済制度の改善に乗り出した。日本学生支援機構は、約 131 万人に、計 1 兆 815 億円の奨学金を貸し付けている（2012 年度）。無利子で月 5 万 4 千円を借りると、4 年間で計約 260 万円。15 年の完済計画ならば、毎月の返済額は約 1 万 4 千円になる。有利子の年利は 7 月現在で 0.79%（利率固定方式）だ。ただ、就職難などを背景に延滞額は年々増加。12 年度末時点の延滞は 33 万人で計 925 億円に上る。3 カ月以上の延滞者を抽出して調べた結果、8 割が年収 300 万円未満だった。機構は、07 年に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画や、09 年の民主党政権による事業仕分けなどで、債権回収の甘さを指摘された。このため、債権回収会社に業務を委託し、回収を強化した。まずは延滞者に電話で催促。3 カ月以上の延滞者の情報は、加盟している個人信用情報機関「全国銀行個人信用情報センター」に提供する。クレジットカードやローンの利用が制限される恐れがあるが、返済終了から 5 年後に削除される。12 年度末までに 2 万件以上を登録した。9 カ月以上の延滞者には事前通告の上、裁判所を通じて支払いを求める督促状を送付。異議申し立てがあれば提訴する。機構の担当者は「奨学金の事業規模の拡大に加え、延滞が長期化する前に法的措置を実施するように努めた」と説明。「今後も猶予制度の一層の周知に努めたい」と話す。奨学金問題対策全国会議共同代表の大内裕和・中京大学教授（教育社会学）は「返済猶予や減額制度をわかりやすく説明し、提訴は本当に必要な相手に限るべきだ」と指摘する。

■ 2014/8/26 【朝日新聞】

低所得の家庭多い小中校に 教員 2 千人増　文科省が方針

子どもの貧困率が悪化する中、文部科学省は所得の低い家庭が多い公立小中学校の教員を来年度からの 10 年間で 2 千人増やす方針を固めた。塾に行けない子に放課後補習を行うことで貧困の連鎖を断ち切るのが狙い。低所得者対策としての教員増は初めてという。世帯収入から計算した所得が全体の真ん中の半分に満たない 18 歳未満の割合を示す「子どもの貧困率」は 2012 年で 16.3%と、1985 年の 10.9%から増加している。さらに全国学力調査では、年収の低い家庭ほど成績がふるわない傾向にある。このため、貧困家庭の子が、放課後の補習や少人数教育を受けやすくしようと、教員の定数を増やすことにした。教員を増やすのは、所得が低い世帯が 25%を占める生徒数 100 人以上の学校で、全国に約 2 千校ある。今後 10 年で各校に 1 人ずつ配分する計画だ。来年度の概算要求に 200 人分の約 4 億円を盛り込む。さらに、別の学習支援策として、中学生を対象に大学生や教員ＯＢらが講師となって放課後や、休日の教室で教える「地域未来塾」を公立中 2 千校で実施する。講師の交通費など約 2 億 6 千万円を要求する。文科省はこのほかにも、福祉制度に詳しく貧困家庭の相談を受けるスクールソーシャルワーカーを現在の約 1400 人から約 4100 人に大幅増員▽年収の低い世帯の高校生向けの奨学給付金を現在の 28 億円から 115 億円に拡充する、などの貧困対策を検討している。このうち今年度から導入された奨学給付金は、第 2 子以降が約 13 万円なのに対し、第 1 子は約 4 万円。この差が大きいとして、第 1 子への給付額を増やすことが軸になりそうだ。

■ 2014/8/29 【毎日新聞】

子供の貧困 : 改善目指す 25 指標対象、大綱閣議決定

政府は 29 日、困窮家庭の子供が大人になっても貧困から抜け出せない「貧困の連鎖」の解消を目指す「子供の貧困対策大綱」を閣議

決定した。スクールソーシャルワーカーの配置推進や親の学び直しへの支援が柱で、低所得の家庭の子の割合を示す「子供の貧困率」など25の指標の改善に取り組む。大綱は、昨年6月に議員立法で成立し今年1月に施行された「子どもの貧困対策法」に基づく。大綱案は、閣議決定に先立ち、安倍晋三首相を会長とする「子どもの貧困対策会議」で決定。安倍首相は関係閣僚らに「子供の貧困対策に一丸となって取り組んでいただきたい」と述べた。大綱が改善すべき指標としたのは、子供の貧困率のほか▽生活保護受給世帯の子供の進学率▽ひとり親家庭の親の就業率など。大綱に基づく施策として、学校で子供の生活相談にのるスクールソーシャルワーカーを現在の全国1500人から2019年度までに1万人に増やす。ひとり親家庭の親が高卒資格の取得を目指す場合、通信教育や受験の費用を一部支給する。また経済界の協力を募り、民間資金を活用した基金の創設も掲げる。無利子奨学金の支給対象者拡大や、地域のボランティアによる学びの場を提供することも盛り込んだ。有識者でつくる内閣府の検討会が6月にまとめた提言には、返済の必要がない「給付型奨学金」の創設や児童扶養手当の支給対象年齢引き上げが盛り込まれていたが、財源が確保できないとして大綱への記載は見送られた。

■ 2014/9/1 【毎日新聞】

公設民営学校：文科省、容認へ 「特色ある教育」実践

文部科学省は、都道府県や市区町村が設置する公立学校の運営を民間に委託する「公設民営学校」を、自治体から提案があれば特例として認める方向で検討を始めた。民間のノウハウを活用し、海外の大学への入学資格取得や語学、理数系への特化など「特色ある教育」を実践するのが狙い。今秋の臨時国会へ関連法改正案の提出を目指すが、多様な子供のいる公立学校に民間の手法を導入することには慎重な声もある。現行の学校教育法は、公立学校を設置者の自治体が運営すると定めている。公設民営学校は、公立校に準じる費用で特色のある多彩な教育を受けられるメリットがあるとされる。運営委託先は学校法人など非営利法人を想定し、学習指導要領に準拠しつつ独自のカリキュラムでの学習を可能にする。教員の採用や授業の進め方も委託先の民間が決める。教員の身分は公務員ではなく民間で、給与は今後検討する。欧米では普及し、州や市が設置した学校を保護者や民間団体が運営する「チャータースクール」は珍しくない。「公設民営」は、民間人校長の公募制度を実現させた橋下徹・大阪市長が導入に意欲を燃やす教育政策で、同市の提案は「国家戦略特区」としてすでに認められている。橋下市長は「民間のノウハウや人材を活用することで、教育の水準や質の向上を効率的・効果的に達成できる」と主張し、必要な関連法の改正を要望している。同市教委は、海外大学への入学資格「国際バカロレア（ＩＢ）」が得られる認定校（中高一貫）▽理数系や英語教育に特化した中高一貫校ーーなどを構想。「民間の方が特色ある人材を確保しやすい」と強調するが、教えるスタッフは教員免許を持つ者を想定している。

■ 2014/9/4 【朝日新聞】

ベネッセ、全国学力調査を落札 採点・集計の委託業務

2015年度の全国学力調査の小学6年生分の採点や集計を委託する一般競争入札で、通信教育大手ベネッセコーポレーションが落札した。ベネッセは7月に顧客情報が大量に流出して情報管理のあり方が問題になったが、今回の受注は現在の学力調査が始まってから9年連続。文部科学省は今月中にも契約を結ぶ方針だが、保護者の不安に配慮して経緯を説明するよう求める声もある。入札があったのは8月28日で、2社が参加した。一般競争入札方式を導入した第2回の08年度分から1社応札が続いていたが、今回、初の複数応札となり、ベネッセが選ばれた。文科省の担当者は選定理由について「採点などの技術と入札価格の両方を点数化して判断した」と話している。ベネッセをめぐっては、通信講座などのサービスで顧客の個人情報の流出が7月

9日に明らかになった。これを受けて文科省は、4月にあった学力調査で情報が漏れていないか調べたところ、流出した顧客情報などと学力調査では管理するデータベースが異なることを確認し、情報漏洩はないと判断したという。

■ 2014/9/13 【朝日新聞】

待機児童数 2 万 1371 人
4 年連続減少でも高水準

認可保育所に入れない待機児童は 4 月 1 日時点で 2 万 1371 人で、前年より 1370 人減った。4 年連続の減少となる。厚生労働省が 12 日に公表した。待機児童ゼロを目指す定員増が背景にあるが、利用希望も右肩上がりで、依然として高水準が続いている。認可保育所の定員は 233 万 6 千人で、前年より 4 万 7 千人分（2.0%）増えた。一方、保育所を利用する児童数もほぼ同数の約 4 万 7 千人（2.1%）増え、226 万 6813 人となった。統計を取り始めた 1984 年以降では、2001 年（約 183 万人）から 14 年連続で過去最多を更新している。厚労省の担当者は「保育所が使えず仕事を思いとどまっていたが、環境が整ったので働いてみようという人が増えている」とし、潜在的な保育需要が掘り起こされているとみる。待機児童数については、0 ～ 2 歳の乳幼児が 84.5%と大半を占めた。待機児童がいたのは 33 都道府県で、最も多かったのは東京の 8672 人。次が沖縄で 1721 人だった。市区町村別でみると、待機児童が増加したのは 195 自治体。最も増えたのは東京都世田谷区の 225 人増で 1109 人になった。東京都大田区の 175 人増（全体で 613 人）、熊本市の 139 人増（同 319 人）が続いた。最も減ったのは 695 人減の福岡市で、待機児童はゼロになった。次が 376 人減の 62 人となった川崎市で、280 人減でゼロとした名古屋市が続いた。安倍政権は 13 年度から 2 年間で 20 万人、5 年間で 40 万人分の保育の受け入れ先確保を目指す「待機児童解消加速化プラン」を進める。保育所の新設補助や小規模保育の運営支援などで、今年 5 月末時点で、定員は計 19 万 1 千人分増えた。一方、国の待機児童の定義では、親が自宅で求職中などの場合、待機児童と数えるかどうか明確な規定がない。そのため自治体によっては待機児童数に含まれない。こうした「潜在的待機児童」の数はさらに多いとみられる。厚労省は基準を統一するため、来年度に始まる子ども・子育て支援新制度に合わせて、これらの定義も定める方針だ。

■ 2014/9/14 【朝日新聞】

小中教員採用、一転し「狭き門」に
子ども人口減で

公立小中学校の先生は、いまの大量採用から一転して狭き門になりそうだ。広島大大学院教育学研究科の山崎博敏教授によると、子どもの人口減少の影響をもろに受け、採用は 2021 年度から急減し、25 年度には今より約 5 千人減の約 1 万 7 千人にまで落ち込むという。大学は教員養成の計画を見直し、定員を縮小するなど「冬の時代」への対応を迫られることになる。山崎教授が 13 日に松山市であった日本教育社会学会で発表した。多くの自治体は 00 年代以降、新規採用を増やしてきた。第 2 次ベビーブームで大量採用された 50 代の教員が次々定年を迎えているのが原因だ。文部科学省によると、13 年度の採用者は小学校 1 万 3600 人、中学校 8400 人で計 2 万 2 千人だった。底だった 00 年度の小学校 3700 人、中学校 2700 人の約 3・5 倍に膨らんでいる。採用数の増加に対応するため、国は、教員分野の大学・学部の設置、定員増を抑えていたそれまでの方針を 06 年度から撤廃。小学校の教員を養成する私立大学は、05 年度には 51 校だったのが、13 年度には 156 校と 3 倍以上に増えた。ところが今回の山崎教授の推計によると、退職教員が既に都市部で減り始める一方、公立小中学生も今の 970 万人から、25 年度には 820 万人へと少子化がさらに進むため、採用数も減る構図だという。小中学校の採用者数は 20 年度以降、減り続け、25 年度段階ではそれぞれのピーク時より小学校で約 6300 人、中学校で約 2 千人縮む。小学校の場合、大阪府で減り幅が大きく、14 年度の約 1500 人が、25 年度には約 400 人と 3 分の 1 以下に激減する見込みだという。文部科学省は「一部の自治体で減少傾向が見られ、採用全体が縮小す

る流れにある」とみている。文科省の教員養成大の入学定員を検討する協力者会議で主査を務めた北海道教育大の村山紀昭名誉教授（教員養成政策）も「あと数年で大都市圏を中心に採用が減少に向かうのは間違いない」と話す。「義務教育の教員の質保証のため、国自らが推計し、養成と採用の需給の大まかな方向付けをする必要がある。中央教育審議会できちんと議論すべきだ」山崎教授は「教員養成課程のある大学は経営戦略を、教委は採用計画を見直す必要に迫られるだろう。そのためにも国は長期的な推計を行い、全国各地のきめ細かな情報を把握することが重要だ」と指摘する。

■ 2014/9/19 【朝日新聞】

虐待で死亡の子ども 90 人
12 年度、厚労省調査

2012 年度に虐待で亡くなった 18 歳未満の子どもが 90 人いたことが、厚生労働省が 19 日に公表した虐待による死亡事例の検証結果で分かった。無理心中（39 人）をのぞく 51 人のうちでは、0 歳児が 22 人と 4 割を占めていた。死亡数は 11 年度より 9 人減った。ただし検証に関わった児童虐待の研究機関「子どもの虹情報研修センター」の川崎二三彦さんは「ここ数年も増減を繰り返しており、必ずしも減少傾向とは言えず、大きな問題としてとらえていくべきだ」と話す。検証調査は、12 年度に発生または発覚した虐待による死亡事例について、自治体への聞き取り結果をまとめたものだ。無理心中をのぞく 51 人のうち、受けた虐待は身体的虐待が 62.7%で一番多かった。ネグレクト（育児放棄）が 27.5%と続いた。主な加害者は「実母」が 74.5%で最も多く、「実父」と「実父と実母」がそれぞれ 5.9%だった。死亡した 0 歳児 22 人のうち、生後 24 時間以内に亡くなったのは 50%。加害者は全て実母だった。母親が妊娠期に抱えていた問題（複数回答）として「母子健康手帳の未発行」と「妊婦健診の未受診」がそれぞれ 9 割、「望まない妊娠」も 3 割強あった。結果を分析した厚労省の検証委員会は、虐待死を減らすためには、妊娠期からの支援と相談窓口の周知、所在不明の児童に対するフォロー体制の整備などが必要と提言した。検証結果は例年、児童虐待の相談件数と同時に公表されるが、深刻な虐待死事件が相次いで発覚したことから、検証のために発表が遅れていた。

■ 2014/9/20 【毎日新聞】

道徳の教科化：検定教科書導入
作文などで評価　中教審部会・答申案

小中学校での道徳の教科化を議論している文部科学相の諮問機関「中央教育審議会」の専門部会は 19 日、「特別の教科　道徳」（仮称）と位置付けて格上げし、検定教科書を導入することを盛り込んだ答申案を決めた。評価は他教科のような数値ではなく記述式にすることなどから「特別」とした。今秋にも答申を受け、同省は今年度中に道徳に関する学習指導要領の改定案を示し、早ければ 2018 年度からの実施を目指す。道徳は現行の学習指導要領では、正式教科ではない「教科外活動」で、週 1 コマの授業があるが、答申案は「学校や教員によって指導の格差が大きく、全体として不十分な状況」と指摘。「教科」にして改善を図ることが必要と判断した。教科化が価値観の押しつけにつながることを懸念する声に対しては「特定の価値観を押しつけたり主体性を持たずに行動するよう指導したりすることは目指す方向と対極にある」と強く否定した。授業は原則、学級担任が担当し、評価は「個人内の成長過程を重視すべきで、数値はなじまない」として、作文や面接、授業での発言を基にした「記述式」が適切とした。教材は、検定教科書が適当としながらも、郷土資料など多様な教材の併用を求めた。授業時数は当面、現行と同様、週 1 コマとした。

■ 2014/9/22 【朝日新聞】

市立中学校の運動部、
指導の外部委託を検討　大阪市

大阪市と同市教育委員会は 22 日、市立中学校の運動部の練習指導を外部に委託する検討に入った。教員の負担軽減や競技能力の向上が狙いで、スポーツクラブなどが連携の対象

となる。同日午後に開く橋下徹市長と教育委員の協議会で本格協議を始める。市関係者によると、運動部の顧問になると、教員が休日に一日も休めないケースがあり、指導レベルにもばらつきがあるため、法人格がある総合スポーツクラブや地域のスポーツ団体への委託を検討する。「学校活動」の形態を維持するため、委託は指導面に限り、教員を「管理顧問」などとして配置し、引き続き安全管理や運営にあたらせるという。市教委などは、モデル校を決めて休日などに先行実施し、拡大を検討する考えだ。部活動の外部委託は東京都杉並区が一部の学校で行っている。

■ 2014/9/25 【朝日新聞】

子の前でＤＶ、急増
上半期の虐待通告最多 1.3 万人

児童虐待を受けているとして、全国の警察が今年上半期（1 ～ 6 月）に児童相談所（児相）に通告した 18 歳未満の人数が 1 万 3037 人（前年同期比 29.6％増）に上り、半期として過去最多だったことが 25 日、警察庁のまとめでわかった。特に増えたのが、子どもの前で親が配偶者に暴力を振るう「面前ＤＶ」で、5116 人に上った。通告された子どもの数は統計を取り始めた 2004 年から増加が続く。類型別では「身体的虐待」（3471 人、同 20.1％増）、「育児放棄（ネグレクト）」（1715 人、同 18.8％増）、「性的虐待」（83 人、同 48.2％増）と比べて、「心理的虐待」の増加数が多く、昨年同期より 2098 人（37％）多い 7768 人に上った。心理的虐待の総数を押し上げたのが面前ＤＶだ。前年同期より 1312 人多かった。人数を集計し始めた 12 年以降、統計を取るごとに増えている。千葉県船橋市では 6 月中旬、女児（5）の泣き声に気づいた近所の住民が「虐待ではないか」と 110 番通報。警察官が駆けつけたところ、夫と口論になった女児の 30 代の母が殴られたり蹴られたりしていた。女児は直接的には暴行を受けていなかったが、警察官に「怖かった」などと話したことから、県警は面前ＤＶと判断し、児相に通告した。面前ＤＶの大半はこうした被害だという。心理的虐待にはこのほか、押し入れに閉じ込める▽包丁を向ける▽無視する▽他のきょうだいと比べて差別的な扱いをする▽「生まれて来なければ良かった」などと暴言を吐く――といったものもあった。通告人数が増えている理由について、警察庁幹部は「虐待そのものが増えているとは言いきれない。市民の関心が高まり、警察に通報しやすくなった面があるのではないか」と話す。

■ 2014/9/27 【朝日新聞】

赤ちゃんポスト、
預けられた子 100 人超す　熊本

親が育てられない子どもを匿名で預かる慈恵病院（熊本市）の赤ちゃんポスト「こうのとりのゆりかご」について、医師や有識者らでつくる市の専門部会が 26 日、利用実態や課題をまとめた検証報告書を公表した。子どもの身元がわからない割合が増えており、「その後の養育にさまざまな支障が生じる」と指摘。親との接触に最大限の努力をするよう病院側に求めている。ゆりかごについては、熊本県の検証会議が 2007 年 5 月の開設から 09 年 9 月末まで（第 1 期）、熊本市の専門部会が 09 年 10 月～ 11 年 9 月末（第 2 期）の実態をまとめてきた。第 3 期の今回は 11 年 10 月～今年 3 月末の 2 年 6 カ月の状況を中心に検証した。報告書によると、開設からの 6 年 10 カ月で男子 50 人、女子 51 人の計 101 人が預けられた。第 3 期は男子 10 人、女子 10 人の計 20 人。40％が子どもの身元がわからず、第 2 期に比べて 26.7 ポイント増えた。専門部会長の山縣文治・関西大教授（児童福祉）は「子どもの身元が分からない事態は避けなければならない。預けた人との接触に最大限の努力を払うべきだ」と、子どもが親を知る権利の重要性を強調。カメラを設置したり、預けた人をこれまでより積極的に追いかけたりすることなどを求めた。

子どもの権利条約を日本が批准して
今年で 20 年を迎えました。

活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふぉめーしょん／子どもの人権連／ NO.143
Federation for the Protection of Children' s Human Rights JAPAN

◆発行日　2014 年 11 月 12 日
◆発行 & 編集人　子どもの人権連事務局
◆事務所　〒101-0003　東京都千代田区一ツ橋 2-6-2　日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL http://jinken-kodomo.net/

郵便振替／ 0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費　個人（1 口）5,000 円、団体（1 口）10,000 円